

平成 2 5 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会
議事日程 (第 3 号)

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

日程第 1 一般質問

平成 2 5 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 8 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 5 年 3 月 8 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 5 年 3 月 1 8 日	午前 1 0 時 4 3 分

第 3 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 5 年 3 月 1 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 5 年 3 月 1 2 日	午後 3 時 5 3 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	9 番 武 井 武
	10 番 市 村 千 恵 子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 23 年 3 月 12 日 (火)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀恵人君) 改めまして、おはようございます。

これより、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は、12名であります。

市村千恵子議員、所用の為、遅刻する旨の届出がありました。

理事者側では、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長 (内堀恵人君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

順次発言を許可いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
192	6	笹 沢 武	小・中学校のいじめ、不登校問題について
			災害相互協力協定について
208	7	野 元 三 夫	消費者教育の推進について
			健康で安心して生活できる町づくりとは
222	8	小井土 哲 雄	学校教育・スポーツ少年団等の現状と今後について
			業者による無料回収の実態について
239	9	茂 木 勲	自然エネルギーの取り組みは
249	10	市 村 千恵子	新年度予算編成の考え方と財政状況は

通告 6 番、笹沢 武議員の質問を許可いたします。

笹沢 武議員。

(13 番 笹沢 武君 登壇)

○13番（笹沢 武君） おはようございます。

通告6番、議席番号13番、笹沢 武でございます。

ただいまから2点ほど、一般質問をさせていただきます。

まず最初に件名でございますが、小中学校のいじめ・不登校問題についてお尋ねをいたします。

今、学校でのいじめや自殺問題が大きな社会問題となっております。長野県では大津市の自殺問題を受け、県教委と知事部局、県警の担当課が情報交換するための連絡会議を設けました。適切に連携を図っていただきたいものでございます。少しでも早く、問題を見つけ手を打つことが大切なことではないでしょうか。親はもちろん、地域住民を含め、広く力を合わせる事が鍵になります。見守る目が多ければ、それだけ子どもの様子が見えやすいわけでございます。

そこで、当町での小中学校でのいじめ・不登校の実態は、どのようになっているかお尋ねをいたします。

まず、現状の問題として、小中学校のいじめ・不登校の件数をお尋ねいたします。御代田小中学校それぞれいじめ・不登校の件数はどのくらいあるのか、教えてください。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

（教育長 高山佐喜男君 登壇）

○教育長（高山佐喜男君） いじめ・不登校の件数についてお尋ねですので、お答えいたします。

まず、いじめについてですけれども、いじめは、当該児童生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じている者とし、起こった場所は学校の内外を問わないと定義されております。

日常の学校内外の生活の中では、いじめとまではいかないまでも、ものを隠されたりからかわれたり、嫌なことを言われたとか、仲間外れにされたなどの意地悪をされたといったようなことはあったと思いますが、いじめの定義に基づくいじめ認知件数は、ここ数年、一件もございませんでした。

次に不登校ですけれども、やはりこれも定義があります。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあり、病気や経済的理由による

ものを除いて30日以上欠席していることが定義となっております。個々にそれぞれの事情を抱えていますので、小中学校別の数値はここでは控えさせていただきますけれども、小学校では若干名、中学校でも数名いるという状況であります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 今、教育長に答弁いただきましたけれども、いじめはないということでございますけれども、今、教育委員会では、いじめや不登校をなくす取り組みを教育行政の中でどのような目標方針のもとで行われているのかをお聞きしたいと思いますが、ただいまの教育長の答弁だと、いじめはなし、不登校は小学校で若干名、中学校で数名というご答弁でございましたけれども、実質の数字の発表はしていただけないものでございましょうか。ちょっとその辺をもう一度お尋ねしてみます。

児童虐待防止法2000年施行は、殴る蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的な暴力も禁じられております。大声で怒鳴る、何を言っても無視して口をきかない、人の前で馬鹿にしたり、命令口調でものを言ったりすることまでも含まれておりますが、そういうものも含めて、本当にいじめの実態はないのでしょうか。ひょっとして隠蔽体質が残っているような気がします。そういうことがあるかないか、併せてお尋ねいたします。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） 先ほども申し上げましたとおり、小学校2校、中学校1校ということでございますので、小学校の方で若干名という言い方をしましたのは、ご理解いただきたいと思っております。特定されるというようなことがございますので、小学校で若干名、南小何名、北小何名というような言い方は避けたいなということで、お話し申し上げたわけでありまして。若干名の中には、ほんのわずかというふうに捉えていただければと思っております。

中学校の方でも数名ということですが、1校です。個々の事情があつて、それぞれ今いじめで悩んでいる生徒がいるわけですので、不登校になっているという生徒がいるわけですので、数名という捉え方でお願いできればと思っております。

どのように解決しているのかということでございますけれども、ライフルームを設置したり、それから支援員を総配置したり、中間教室を設置したり、そのような

取り組みは当然、教育委員会として行っているわけであります。

それから、関係機関との連携は、昨日、古越日里議員の質問でもお答えしましたけれども、保健福祉課福祉係のほか場合によっては保健師さんとか、それから児童相談所とか、いろいろな関係機関とも相談をしながら連携を図って取り組んでいるというふうにお答えしました。

これ、いじめについてですけれども、先ほどの定義に基づくいじめというのは、認知件数はございます。ただ、議員がおっしゃられるように、からかいだとか、意地悪だとか、そういうようなことをいじめというふうに受け取っているかということになりますと、これは受け取る側の問題にもなりますので、ちょっとその点までは数値としては把握できにくいということであります。あくまでも定義に基づいた報告に基づいてカウントしているというふうにご理解をいただければありがたいと思います。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 教育長がご答弁いただきましたけれども、あまり数字を何名というふうに出すと、個人情報保護に抵触するおそれがあるというように、私は受け止めましたが、それはそれで仕方がないことかなというふうに思いますけれども、できるだけそういうことのないように、教育委員会の方でも取り組んでいただいたと思いますけれども、いじめの未然防止、早期発見、いじめや不登校ですね、未然防止、早期発見、早期対応を図るためのマニュアルを作成しているのかどうか、お尋ねしたいと思いますが、もし、マニュアルがなければ今後マニュアルを、不登校・いじめ問題のマニュアルを作成したり、作成にあたって検討するお考えがあるかどうか。そしてもう1つ、そういうものの相談窓口は、開放されているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） お答えいたします。

未然防止、早期発見、早期対応。本当に議員のおっしゃるとおり、ここが大事でありますし、冒頭議員もおっしゃられたように、大勢の目で見守るといふ、見るといふようなことが非常に大事だなということでありますけれども、マニュアルにつきましては、実は近隣の自治体、教育委員会に先駆けて、こういうものがもう用意されてございます。これは不登校・いじめ手引書、それからマニュアルということ

で、いじめ早期発見・対応マニュアルということで、これだけのものをととのえてございます。小中学校の方にもこれは配付して活用をしていただいております。近隣の自治体の方から、是非参考にさせてほしいという、そういう問い合わせもございました。そういうことでありますので、教職員もこれに基づいて対応をしていただいているところであります。以上です。

相談窓口について、すみません。失礼いたしました。

相談窓口は開放されているかということでもありますけれども、教育委員会には、生涯学習係の方に心理相談員を配置して相談業務にあたっています。また、各学校には、いじめ・不登校対策委員会が設置されております。保健室、養護教諭ですね。それから教頭が窓口となっておりますし、心の相談員とかスクールカウンセラーなどが相談対応をしております。そのほかにも民生児童委員さんや主任児童委員の皆さま方にも相談窓口になって取り組んでいただきます。これは、学校以外の場面というふうに受け止めていただければと思います。民生さんや主任児童委員さんの場合ですね。そのように学校の方では相談窓口ということは設置しなければいけないことになっておりますので、設置してございます。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 立派なマニュアルが用意されているという答弁をいただきまして、安心をいたしました。そのマニュアルにつきましては、私どもも拝見するためいただくことができますか。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） 大部になりますけれども、ご用意させていただきたいと思っております。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） そのマニュアルは、私、後刻いただきに行きますけれども、部外に出すことは禁止されているわけですか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） 学校の方にも配付しておりますので、部外といっても、どこまでの範囲までか、ちょっとわかりませんが、参考にさせていただくことは構わないと思っております。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 私も毎日、小学校の子どもたちと接しておりますけれども、子どもたちというのは毎日顔が違うんですよね。何となくわかる子どももいますし、ちょっと昨日は家で何かおもしろくないことがあったのかなど、あるいはまた、友だちと何かあったのかなというふうにみえる子どもさんもいらっしゃいます。本当に体の大きくなるのもよくわかりますし、成長の過程もよくなりますけれども、そういうきちとしたマニュアルのもとで対応していただけるのが一番いいと思いますが、もう1つ、人権教育の中で、今後の対策として必要不可欠なものであると思うのですが、子どもたちの生徒のアンケート調査の実施をした方がいいと思いますけれども、隠れたいじめ、不登校を発見するためには、アンケート調査の必要があると思いますが、その辺は教育委員会でどういうふうにお考えですか。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） アンケート調査につきましては、人権教育の中で必要ではないかということですが、児童生徒についてアンケート調査を実施したかということをございますけれども、調査は実施してあります。学校ごとにやっているということです。教育委員会としてではありません。学校ごとにはやっております。また、学校自己評価というものを実施しているわけですが、各学校では、児童生徒向けのアンケート調査の自由記述覧に、学校や先生にお願いしたいことなどを書けるようにしており、また、人間関係を調査するためのQ U調査という調査があるのですが、そういう調査も各学年やクラスで行ったりして、実態の把握や指導に生かすように、学校では取り組んでおります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 教育委員会としては行っていないけれども、学校としてはそれぞれの学校単位でアンケートは行っているというふうに理解してよろしいですか。子どもたちの考え方とか、行動、生活状況をよく見るには、学校ごとのアンケートを行うことは非常にいいことだと思いますし、それが、問題は、どのように反映されているか、その辺がちょっと見えにくいのですが、その辺を1つお聞きをしたい。どういうふうに反映させているか。教育行政の中で反映させているかというのを、1つお聞きしたいのと、子どものアンケートのほかに保護者の意見反映の方法を何か考えていらっしゃるかどうか、その2つをお尋ねします。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） 先ほども申し上げましたように、学校ごとに調査をしているわけですが、学校自己評価に、学校評議会で、学校はまず報告をいたします。それからもちろん、その学校評議委員の中には、P T Aの役員さんも入っておりますので、P T Aの方にもその結果については伝わっているということです。それから保護者もこの学校自己評価には参加しますので、保護者アンケートもありますので、先ほどは児童生徒についてのアンケート調査ということでしたが、実は保護者にもこの学校自己評価のアンケートはお願いしているわけです。そのいろいろなアンケート調査の結果については、学校評議委員会で報告があり、それから当然、教育委員会にも報告がございます。それらをもとにして、毎月の校長会の中で報告をしていただいたり、それから定例教育委員会の中で、学校長からこういう調査について報告があり、こんな取り組みをしたいというような、そういう協議の場も設けております。そのようなことに基づいて、教育委員会としてはいじめ・不登校について、どうしたらいいかということで反映をしているというふうに考えております。

それから、保護者の意見の反映の方策ということでもありますけれども、今も申し上げましたように、行事の後や年度末などにも外部評価アンケートという形でお願いしております。運動会とか、音楽会の後なんかには、用紙を置いておいて、保護者の皆さんにアンケートをお願いしたり、それから年度末の今年度の学校の取り組みはどうでしたかということで、アンケート調査をお願いしております。そのようにしてやっていったり、それから参観日などもありますので、参観日などについても、保護者懇談会で出された意見というの、職員会議で協議をしている、そういうふうになっております。先ほども申し上げましたように、結果については教育委員会に報告がありますので、それをまた教育行政に反映するよというように、考えているところであります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 教育行政というのは、私どもも非常に見えにくいところに位置しているものですから、いろいろな質問をさせていただいておりますけれども、今教育長の答弁をいただいた中においては、生徒児童のアンケート、あるいはまた、保護者の意見も十分御代田町の教育委員会は学校との連携を密にして、子どもの考え

方、それから悩み、それから保護者の意見を十分反映されているというふうに理解してよろしいかと思いますが、それでよろしゅうございますか、はい。

それと、もう1つ、そのいじめ・不登校と直接的な因果関係はないのですけれども、現在、今体育協会の中にスポーツ少年団が入っていますけれども、放課後のクラブ活動について、体力向上、精神力あるいはまた技術力向上のための放課後のクラブ活動の参加率は、小中学校それぞれどのくらいの生徒児童が参加しているかをお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 萩原教育次長。

（教育次長 萩原 正君 登壇）

○教育次長（萩原 正君） 放課後クラブの参加率ということになろうかと思えますけれども、お答えさせていただきます。

それで、笹沢議員の方からは、スポーツ少年団もというような、含めてという意味かと思うのですが、ちょっと私どもでは、学校自体の放課後クラブということではちょっと把握をさせていただきましたから、そのスポーツ少年団のものは入っていない。それ以上だというふうに、ちょっとお考えをいただければと思えますけれども、まず、北小学校でありますけれども、北小には管楽器クラブがございます。クラブ員が47名ですから、参加率ということであれば、13.1%になります。スポーツ少年団の皆さんを含めれば、もっと高い数値にはなろうかと思えます。

それから、南小学校には、管楽器クラブとスケートクラブがございます。管楽器クラブには48名、スケートクラブには14名、合計で63名ということでありますから、全児童数からの参加率になりますと、9.7%になります。

それから中学校でございますけれども、野球・陸上・サッカーなどの運動クラブには267名。それから、運動部のほかに吹奏楽、演劇、美術などの文化部がございますけれども、そちらには122名が加入をしております。両方合わせまして389名が何らかのクラブに入り、活動をしております。参加率になりますが、82.6%ということになります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 今、参加率をお答えいただきましたけれども、これは教育委員会としては、なるべく大勢の生徒児童の皆さんが、放課後のそのクラブ活動に参加をしてもらうことが一番いいと思うんですけれども、参加率の基準みたいなものは

持っていますか。どのくらいの生徒児童を参加させたい、参加すべきだというのはありますか。あったらお答えください。なければ結構です。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 基準ということでございますけれども、特段基準は設けておりませんけれども、当然そういった学業以外でもそういったクラブなどに活動に参加をしていただく方がいいかというふうには感じておりますけれども、基準は設けておりません。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 小学校も高学年になれば、学力向上がまず、学力を上げることがどうしても中心になってくると思いますけれども、できるだけいろいろな子どもたちとの、仲間たちとの接触を図るためにも、クラブ活動というのは大事なことだと思いますので、今後とも全員が。全員ということはちょっと無理でしょうけれども、なるべくたくさんの方が参加できるような指導をしていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それからちょっと角度を変えてご質問いたしますけれども、いじめ・不登校に直接関係ないかもしれませんが、今一番話題になっています、食育についてお尋ねをいたします。

生活習慣予防のため、学校給食の中で食生活の実践活動への取り組みは、どのようになっているのかをお尋ねをいたします。

先ほども申しましたが、今食育は、最も重要な課題でございます。

平成18年の新聞記事で話題になりました近隣の某小中学校での取り組みは、完全米飯給食と食料の地産地消により、食物繊維の接種と生活習慣病予防のため、カルシウム不足を補う給食を取り上げたところ、イライラが治まり、集中力が高まり、いじめや不登校の生徒が皆無になったという画期的な報道がございました。それは、地産地消、完全米飯を取り入れた食育にあります。当時の某小中学校の教育長は、今も全国各地で講演を行っております。

そこで、当町の地産地消、米飯給食をどう考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 地産地消、米飯給食ということでございますから、お答えをさせていただきますけれども、地産地消につきましては、身近な場所から新鮮な農

産物を得ることができること、生産状況が確認でき、安全なもの、安心感が得られること、身近な農業に親近感が得られ、食について理解が深まること、それから流通経費が節減され、安価に購入できることなど、メリットがあるものとしまして、調理場でも地域の食材を給食に使用しております。

また、食育としまして、タケノコ、タマネギ、ブルーベリーなど、地域に出かけ、生産者を先生としまして、どうやってできるかなどを学び、収穫体験し、収穫したものを給食食材としても活用しております。

米飯給食につきましても、同様に、学校では年間約205日程度の給食を予定しておりますけれども、125日程度、地元の農協を通じまして購入をしました地域のお米を給食に提供をしております。ご指摘のように、正しい食生活が子どもたちの健全な心身の発達には欠かせないものでありますので、保護者の皆さまにもご理解をお願いし、家庭でも朝ごはんをきちんととる、そういった取り組みなどもお願いをして、対応をさせていただいております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢 武議員。

○13番（笹沢 武君） 地産地消も、十分取り入れているというお答えでありましたし、米はJAさんからの米、地元の米を使っているというふうに理解してよろしいですか。2度ほど中学校の給食をいただいたことがありますけれども、非常においしい給食だったわけですが、非常に今、全国的にも食育が話題になっております。この御代田町の食育行政は、非常にうまくいっていると思いますけれども、こういう新聞の記事もございますね。高校生の4割が生活習慣病予備軍だという報道でございますが、非常に危険な食育状況になっているというふうに思いますが、よもや御代田町はそういうことはないと思いますけれども、今後ともに十分食育については気を遣っていただいて、お願いをしたいというふうに思います。

また、こういう過激な本も私の手元に届いておりますけれども、給食で死ぬというんですね。これは、冷凍保存食品を多く使いすぎる例だと思いますけれども、ここにCDも中に入っておりますが、私も見ましたけれども、非常に危険な、全国的には非常に危険な食育が、食育行政、教育になっているということでございますけれども。ま、食育の問題だけやると、1時間あっても時間が足りなくなりますので、また次の機会があったら、食育だけ取り上げさせていただきたいと思いますが、本日のところは地産地消も十分取り入れていると。米飯給食も年間125日、

半分ぐらいですかね。だから週に2日か3日ぐらいは米飯給食を取り入れていると、非常にいいことだなというふうに思いますけれども、今、残飯、そういった、お気を遣っていただいている食育に対して、残飯の出方というのは、以前と比べてどうなのか、わかったら教えてください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 残飯、残渣ということでございますけれども、数値的なものは申しわけございませんが、手元に資料がございませんけれども、以前、3校で自校給食としていたときのものよりは、数値的には少なくなっているというふうに承知しております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） よく理解できました。非常にお気を遣っていただいて、給食をつくってもらっているというふうに理解できました。

それでは、次に移らせていただきます。

御代田町教育委員会の中に、教育長の諮問機関である社会教育委員会がございますけれども、この委員会は何を目的に、何のテーマに取り組んで、年何回ぐらい会議を開いているのか、お尋ねをいたします。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 社会教育委員会とその活動内容等々について、お答えをさせていただきます。

社会教育法第15条に、市町村に社会教育委員を置くことができるとしております。更に、御代田町社会教育委員に関する条例第2条で、教育委員会は社会教育委員を設置するとして、5名の委員を委嘱しております。社会教育委員の職務についてでございますけれども、1つとしまして、教育委員会に助言をするため、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、前2号の職務を行うため必要な調査研究を行うこと。2つ目としまして、教育委員会の会議に出席をし、社会教育に関し意見を述べることができる。3つ目としまして、社会教育委員は青少年教育に関する事項について、社会教育団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができるとされております。

会議の開催状況でございますけれども、例年、年2回から3回程度の委員会を開催しております。当初に社会教育活動の計画についてご協議をいただき、実績に基

づき、翌年度に向けた協議をいただいております。生涯学習係が所管しています教養の講座、教室、青少年育成の子ども自然探検隊、何でも体験隊、催し物としましてきなんしまつり、書き初め展など、多くの事業について協議をいただいているところでございます。

また、昨年度になりますけれども、御代田町生涯学習基本構想の改定にあたりまして、社会教育委員の皆さまからご意見をいただいたところでもございます。また、町の青少年問題協議会とも連携をしました活動や、ほかの運営委員会などにも携わり、活動をいただいているところでございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 年、今、教育長の諮問機関ですから、いろいろな問題を検討していると思いますけれども、学校教育にかかる、例えば先ほどのいじめだとか、不登校だとか、食育だとか、そういう問題なども含めた検討もできる機関でございすか。お尋ねします。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

先ほどの職務の中に、教育委員会の会議に対して社会教育に関して意見を述べる、社会教育に関する部分というふうをお願いをしている部分でございます。町の教育委員会から諮問というふうな形で、先ほど学校教育という部分という話がございましたけれども、そういった部分についても諮問をしたとすれば、調査研究をいただいた中で、答申をいただくということになりますけれども、基本的には社会教育にかかわる部分をお願いをしているというふうにとっていただければというふうに思います。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） 実際にこれ、年数回の会議が行われているのかどうか、ちょっと疑問な点がありますけれども、必要な調査研究ができる機関であるということになれば、いろいろな問題もお願いして構わないわけですね、これは。返事して、頭を下げてくださいましたから、ま、今度社会教育委員の皆さんにも私どもの方からいろいろな提案なり、ご意見も申し上げてみたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思いますが。

この社会教育委員の皆さんは、ボランティアですか、それとも若干報酬が出ます

か。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） 社会教育委員につきましても、非常勤の特別職という意味合いがございますから、会議の中での報酬というものは準備させていただいております。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） せっかくこういう社会教育委員会という立派な組織があるわけですから、十分ご活躍をしていただきたいということを、この件についてはお願いをしたいと思います。

次に、近隣市町村の小中学校、保育園の問題について、ちょっとお尋ねをいたしたいと思いますが、近隣市町では、保育園と小中学校が連携する新たな取り組みが行われようとしております。が、当町教育委員会も同様なお考えがあるかどうか、お尋ねをいたします。それは、つい最近の記事でございますけれども、和田小・中学校、保育園連携、それから、これはちょっと異例な、保育園と小・中・高連携、こういう記事が出ていましたけれども、御代田町は保育園、幼稚園と小中学校との連携について、何かおやりになるお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

保育園、小学校、中学校との連携ということでございますけれども、以前から保育園と学校との連携については、対応をさせていただいております。実施をさせていただいております。連携につきましては。これは、子どもの発育や養育環境、学習の習熟度、不登校や問題行動につきましても情報の共有を図り、継続性を持ち、対応していくことが欠かせないことでありますので、連携をして対応をしているところであります。また、知的や情緒において不安定な子ども、不登校や問題行動をしている子どもに対して、どの段階においても適切な対応をすることが、その子どもの成長にとって有効なことと考えているところでございます。

保育園では、年長児が入学前に小学校の生活を体験する取り組み、それから体力向上面では、幼児の運動プログラムに基づいて、運動に組み込み、小学校へスムーズに移行できるような連続性を持ち、対応しているところであります。

小・中学校では、3校の教職員で学力向上委員会を組織し、先進地など視察研修

を行い、わかる授業に取り組み、学力向上にも努めております。また、英語と数学になりますけれども、中学校の先生が小学校の6年生に対しまして、小学校に出向いた中で授業を行って、そういった体験をしてもらう中で、子どもたちの不安を取り除き、期待を抱き、中学校にも来てもらうような取り組みも行っているところでございます。

現在行われています連携を拡充・発展をさせていきたいというふうにも考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） ま、そんな立派な取り組みをしているなんていうのは、この議員の皆さんだって、ほとんど知らないと思いますよ。どうしてこういう新聞記事に出さないのですかね。御代田町はこういう幼稚園、保育園、小・中学校との連携を図っている。この和田とか、立科とか、こういうところが新聞記事に出ているんですよね。最近御代田町の記事というのは、ほとんど新聞に出ていないですね。これ、出しませんか、こういうの。いかがですか。ま、お願いしておきますよ。今次長に言ってもいけませんのでね。いけませんということはないんですけれども、できるだけ。

その教育行政、御代田町の教育行政って私、本当によく見えないんですよね。だから、中でやっていてくれることは、大変ありがたいことなんですけど、外に対してのアピールが全然ない。和田の方、小学校、中学校の記事までもビシッと出ているわけですよ。立派な1万5,000人の御代田町の記事が、全然新聞に出ていない。軽井沢町はちょいちょい出ていますよ。何で御代田町は出せないんですかねえ。報道関係、何やっているんでしょうかねえ、これ。是非、こういうものを新聞報道なり何かの機会に出していただきたい。これをお願いをしておきます。

それから、嫌なことを1つお尋ねしますけれども、非常に昨年来教員わいせつが相次いでおりますけれども、教育委員会と教職員の間では、この資質、この教職員の資質向上の研修会等が行われているのか、また、行う予定があるかどうか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

不祥事に対しまして、資質向上に向けた研修ということになるろうかと思っておりますけ

れども、新聞報道でもそうなんですけれども、不祥事が発覚し報道されるたびに、その都度、国や県から教職員に向けては、非違行為防止の強い要請を行っております。また、県では10年経験の指定研修というものも実施をしております。それから、各学校での取り組みとしましては、本年度、昨年7月には集中的に非違行為防止の校内研修をしております。また、3校の合同研修会が例年実施をされておりますけれども、そういった中においても職員の資質向上、非違行為防止というものについては研修を行い、対応策として対応しております。また、そのほかの県の総合教育研修センターでも、そういった研修会を実施しております、教職員の資質向上に努めているところでございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） いろいろな取り組みをしていただいているようですから、御代田町の小中学校の教職員の皆さんは、そういう不祥事を起こさないというふうに信じております。研修会やったって、やる人はやっちゃいますからね。よく目を光らせていただいて、そういうことないように。もう、昨日から盛んに環境の良い御代田町という話が何回も出ていますので、環境に赤い色を塗らないように、ひとつ是非、お願いをしたいというふうに思います。

このいじめ問題もぼつぼつ終わりの時間になってまいりましたけれども、もっともっと言いたいことがあるんですけども、時間の制限がございますので、終わりに、新政権では、新政権って、国ですよ。新政権では教育委員会制度の改革、いじめ防止対策基本法案の早期国会提出を目指しておりますけれども、実態と建前が一致していない制度をなくして、早く分権型の教育改革を切に望みたいものでございます。

いじめについては、以上で終わります。

引き続き質問をさせていただきます。

災害相互協力協定についてお尋ねをいたします。

町は、御代田郵便局と災害相互協力協定を締結いたしました、民間企業と災害相互協力協定を結ぶお考えがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それではお答えをいたします。

当町では、現在、地方公共団体レベルでは、長野県消防相互応援協定、それから長野県市町村災害時相互応援協定を締結しております。そのほか、民間企業あるいは民間団体との関係においては、小諸・北佐久医師会との間で、災害時の医療救護に関する協定、それから生活協同組合、コープ長野との間では、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定、それから町の建設業協会、それから町の観光事業協会との間では、災害時における応急措置に関する協定、それから長野県測量設計業協会東信支部との間では、災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定を締結しているところでございます。

先ほど、笹沢議員言われましたように、今回、御代田郵便局との間で、災害時における御代田町と御代田郵便局の協力に関する協定を、この2月7日に締結し直したわけでありましてけれども、この関係については、以前締結をしていた協定について、郵政民営化などに伴い郵便局の業務内容が大幅に変わる中、協定どおりの対応が困難となったというようなことから、実態に即した内容に見直した形での締結をし直したということでございます。

2年経過をいたしました、東日本大震災を受けた中で、全国の自治体でも自治体間同士での災害時相互応援あるいは協力協定のほか、民間企業等との間におきましても、災害時における協力協定の締結を進めているところがかかなり増えてきているということでもあります。

近隣におきましても、軽井沢町さんなどでは、民間企業と積極的に協力を締結しているという状況も把握しております。

実際、災害は発生してほしくないわけではあります、万が一発生してしまったような場合においては、町といたしましても、災害時に各方面からさまざまなジャンルの幅広い支援を受けられる、そういった態勢をあらかじめ整えておくことが、非常に重要なことであると考えております。

そういった中で、近隣の自治体の協定締結状況等も調査といいますか、把握をさせていただく中で、今後、町から企業の皆さんに対しても、積極的に災害協定の締結について、働きかけを行っていきたいというふうに考えておりますので、お答えとさせていただきます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○9番（武井 武君） 御代田町さんとの災害協力協定、相互協力協定を申し出ている会

社が、長野市さんと上田市さんとは締結をしてあるというふうにお聞きをしております。まして、御代田町さんもし、そういうお考えがあるなら、私どもがお伺いしてお話をさせていただきたいと。ヘルメットだとか、飲料水だとか、そういったものまでの用意もできるというふうに言っておりましたけれども、もし、その担当者が御代田町の部署に説明に来ると言われた場合に、説明を聞いていただけるかどうか。聞いていただけるとすれば、どの部分でどなたに対応したらいいのか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

○総務課長（清水成信君） お答えをいたします。

ただいま笹沢議員から、具体的に協力できる企業さんがあるようなお話を伺いました。非常にありがたいことだと思っております。

実際、この場でその方とすぐ協定しますよということは、ちょっとお答えできかねますけれども、いずれにいたしましても、そういうお話であれば、内容等を伺った中で、協定が可能であれば、締結に向けた形でお話をさせていただきたいというふうに思います。

その場合の窓口ということではありますが、総務課防災係がありますので、防災係の方での対応をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 笹沢議員。

○13番（笹沢 武君） それでは、その企業の担当者にその旨お伝えをして、いつになるかまた都合を合わせて訪問をするように、先方の方には伝えたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いをいたします。

以上で、笹沢 武、質問を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告6番、笹沢 武議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

（午前10時54分）

（休 憩）

（午前11時06分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告7番、野元三夫議員の質問を許可いたします。

野元三夫議員。

(1番 野元三夫君 登壇)

○1番(野元三夫君) 議席番号1番、通告7番、野元三夫です。

議長に前もって許可を得まして、皆さまの机の上に、資料を置かせていただきましたので、よろしくお願いたします。

まず、通告の要旨ということで、1つ目の質問としてということで、要旨をちょっと読みたいと思います。

毎日のように、悪徳商法などで被害を被ったというニュースが報道されております。このような状況の中で、国では、消費者被害の救済や、被害を未然に防ぐ目的で、消費者教育の推進に関する法律というものが制定され、県や市町村も施策の計画をすべきであるとされました。

そこで、町は、この法律をどのように考え、進めていくのかという主旨で通告をしておりますので、それに伴いまして質問を進めていきたいと思ます。

今、机の上にお配りしました、消費者市民社会というこのパンフレットなんですが、これはこの消費者教育の推進に関する法律の概要を説明しております。そして、この裏面の方に、消費者が身につけたい力という表が載っております。幼児期から小、中、高、それから一般成人、それから高齢者と、世代ごとの学習目標が書かれております。先ほども教育という観点で笹沢議員がいろいろ質問をされておりますし、学校においては、もちろん、そういった消費者教育というのをされていると思ますので、私は、成人、特に高齢者に対する消費者教育という観点で質問を進めてまいりたいと思ます。

先日、我が家にも、今流行りの押し売りではなく、押し買いというセールスマンが尋ねてまいりました。幸いにも我が家には押し買いをされるような高価な貴金属類もございませんし、また、押し買いという言葉も知っておりましたので、幸か不幸か、私は被害に遭うことはございませんでした。ただし、もしかしたら、町内の中ではこの押し買いという被害に遭われた方々もおられたのかなとは思っております。

そこで、1つ目の質問なんですが、まず、総務課長にお伺いしたいのですが、消費者被害ということで、町や消費生活センターに寄せられた商品クレーム、それから契約に関する相談、被害、苦情などの消費者トラブルは、どのような相談があっ

たのか、その世代によって、その相談内容等に違いが見られたのか、また、そのトラブルの解決にあたって、どのような方法がとられたのか。

それからもう1点、個人情報に関する件なのですが、特に20歳前後の新卒の方に多いという話を聞いているんですが、商品購入とかサービス、それから携帯電話等の決済をカードで行い、後日決済日に決済ができず、カード会社のブラックリストに載ってしまい、以後の自動車を買うときの自動車ローン、あるいは住宅を建てるときの住宅ローンなど、後々苦勞したという話も、時々聞くことがございます。この、信用問題に関する相談もあったのかどうか。

ちなみに、このブラックリストというのは、事故情報が信用情報機関に登録されたことを、ブラックリストに載ったというふうに世間一般では言われております。もちろん、これはカード会社により登録期間はいろいろ長弱があるというふうには聞いていますが、おおむねブラックリストに載ってしまえば、5年間その事故情報が保存されるというふうにお伺いしております。

ということで、今、言いました3点ほど、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、お答えをいたします。

まず、最初の質問の内容でお答えをしていきたいと思いますが、こちら、平成23年度、町は上田にありますけれども、消費生活センター、県の施設ですけれども、そちらに寄せられた件数ということで、年間で80件ほどありました。そのうち御代田町の住民の方から上田消費生活センターに相談した件数は、58件ほどであります。それから、うち、総務課の方への相談件数は8件となっております。

ただ、総務課の方に相談電話等あるいは代表いただいて、受ける場合もあるのですが、うちの方で対応できる部分で対応したものが8件というような捉え方、あと内容によっては、上田消費生活センターの方へ改めて相談をしてくださいというような形で、紹介したというような件数もございます。

相談の内容についてなのですが、主なもので言いますと、通信販売、あるいは訪問販売、電話での勧誘販売、こういったものが全体の半数を占めているということで聞いております。

具体的な内容については、太陽光発電の購入契約に関してのこと、あるいはネッ

トオークションで商品の購入、あるいは家の改修工事に関することなど、さまざまな相談がされているようでございます。

また、世代によっての内容というようなことでありますけれども、これは昨年、4月から10月まで、上田消費生活センターで寄せられたのは、30件ほどあったという中で、若干年齢等を伺った中では、10代からそれこそ高齢の方まで、さまざまな年代であります。30代ぐらいまでの方の相談が10件ぐらいあったと。それから40代では8件、50代では7件、60歳代以降では5件というような内容でありました。

その中身、先ほどもちょっと言いました事例もありますけれども、やはり傾向的には若い世代の方は、電話ですとかインターネットに関するような、そういったトラブルに巻き込まれたというようなのが多いというふうに聞いております。また、架空メールで膨大な請求書が届いたといったようなものもあるようです。

それから、その相談の内容に対する対応等もあるのですが、その内容によってですけれども、相手との交渉を再度してみたらどうかとか、不当な請求は無視してほしい、しておいた方がいいよというような場合、あるいは法律に絡む部分においては、その相談先の紹介等対応をしているようです。

町でも、その部分でできる限りのことはそういったようなお話もさせていただいているところです。

それと、信用問題に関する相談というようなことでありますけれども、町で受けた部分では、そういった相談はありませんが、上田消費生活センターの方ではそういった内容もあるというふうには聞いております。ただ、あまり詳しい内容は、この場ではちょっと申し上げるといっても、時間等の関係もありますので、省かせていただきますけれども、いろいろなさまざまなご相談、あるいはトラブルがあるというようなことでございます。

それから、町でのその消費生活行政に関するところの取り組みについて、若干申し上げておきたいと思っております。

昨年11月からは、広報『やまゆり』を使って、消費生活情報に関する、「こんなときどうする」というような形で、いろいろな県内でのその多いトラブルを例に挙げた中での対処法というようなものも解説したものを、啓発というように目的あるいは相談するきっかけとして、掲載をさせていただいております。それから、成

人式などの場においても、若者向けの啓発のパンフレット等の配布、それからそれ以外でも啓発冊子等の回覧でありますとか、パンフレットの保存版を全戸配布したりしております。それから、随時ではありますけど、何か新聞とかテレビで報道されたようなトラブルがあった場合には、それらを注意喚起を促すためのチラシを配布したり、オフトークでの放送をしたりというようなことも対応としてさせていただいているところです。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今、課長に答弁いただいたように、若年層においては、やはり電話、それからインターネット、そういった関係、ワンクリック詐欺だとか、そういうものが多いというのは承知しております。

高齢者に関しては、やはり、訪問販売、その中でも今私が事例で言いましたように、買い取り詐欺、それからあとは高齢者がよく引っかかるのは、カタ販売。同じような商品を幾つも幾つも業者が代わったり、それから繰り返し訪問したりという、そういう被害が多いというのは聞いております。

ただ、今の課長がおっしゃられた中で、確かに『やまゆり』の中で、消費生活情報「こんなときどうする」という情報、確かに載っております。これは御代田町の『やまゆり』の見出しです。しかし、こちらが広報『小諸』なんですが、こちらに載っているのは、1ページ、丸々使って、「気をつけよう、悪質商法、公的機関をかたる手口」なんていうようなことで、ちょっと目につくような大きなページを使用しているということもありますので、広報に関しては、もう少し住民の目に届きやすいような方策なり、もっと紙面を使っただけであればありがたいのかなというふうに思います。

このような被害がたくさんある中で、国では平成16年に消費者基本法を制定し、それを受け、県では平成20年に長野県消費生活条例を制定し、市町村と連携しながら、消費生活の安定と向上に取り組んでおります。そんな中、今年2月に、県の方でいろいろ資料を持ってきたのですが、特殊詐欺多発警戒警報ということで、これは一昨日の新聞に1面で載った、こういった警報措置も出ております。これによりますと、今年になりまして1カ月あまりの間に9件、計約1億円を越すような異常な状態になっているという報道でございました。

このような被害が多発している中で、昨年8月に、主旨でも言いましたように、

消費者教育の推進に関する法律という法律が施行されて、ここには県や市町村も消費者教育や啓蒙活動の計画を立てて、推進していくべきではないのかという一文が、新たに設けられました。このような推移に関しては、どのようにお考えになられるでしょうか、お答えください。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

○総務課長（清水成信君） お答えをいたします。

今、どのようにということですが、昨年制定されました消費者基本法を受けた中での、消費者教育の推進に関する法律というようなものもできているという中で、その辺の趣旨等について若干申し上げて、答弁させていただきたいと思えます。

昨年8月に、消費者教育の推進に関する法律が制定され、その趣旨・目的については消費者あるいは事業者との間の消費者被害の防止、あるいは消費者の保護及び自主的に行動することができるような支援を行い、消費者教育の機会を提供し、消費者教育に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする。で、国民消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とするというようなことでの目的が定められて、その中身の基本理念として、消費者教育は、消費生活に関する知識を習得し、実践的な能力が育まれること、あるいは消費者教育は消費者が消費者市民社会を構成する一員として、消費者市民社会の形成あるいは発展に寄与する。それからその育成を積極的に支援することなど7つの基本理念等が定められているようであります。地方公共団体の責務というような部分においては、基本理念に沿った施策の策定、あるいは財政上の措置を講じるよう定められているところがあります。また、この法律において、消費者、ただいま議員言われた消費者市民社会という言葉も出ておりますけれども、これは自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって、内外の社会経済情勢、及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚をして、公正かつ持続可能な社会の形成に、積極的に参画する社会をというような定義がされているところでもあります。

したがって、これらのことから、消費者教育の推進、いわゆる、先ほど議員が言われておりますように、悪徳商法などの防御という防犯的な教育のみではなく、社会経済情勢、地球環境といった視点で、これからの消費者教育の推進を図っていくというような趣旨で、法律も制定されているようであります。

町といたしましても、まだ法律も昨年できたところであるという中で、それらの趣旨、実際にどういった取り組みをしていけばよいのかというようなところも確認あるいは勉強させていただく中で、対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今、課長に答弁いただいたように、この法律の趣旨というのは、1つとしては私たち個人個人が消費するにあたって、環境に対する負荷、それも考えて、エコマークのついた商品を買おうだとか、そういったことも1つ書かれております。それからあと、契約トラブルだとか、あとお金のことなんかをいろいろ勉強して、被害に遭わないような、そういうことも書かれております。

今回、私が質問したのが、安心して生活しやすい町、自治体、というような観点から、特に防犯上問題があるというような、防犯の関係、観点ではないかというようなお答えもあったのですが、そちらの方をちょっと重点的に伺いたいというつもりでございました。

もう1つ聞きたいのが、よく最近報道、テレビ、新聞等で、クーリングオフという言葉をよく耳にするかと思えます。このクーリングオフというのは、要は、契約をしてしまった。だけどその契約をどうこうしたい、解約したいとか、そのまま契約を続行したいとかというようなときに使う制度のことなんですが、ちなみに総務課長は、このクーリングオフというのをご説明いただける状況でしょうか。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

○総務課長（清水成信君） お答えをいたします。

このクーリングオフ制度についてですが、私の知る範囲ということでお答えをさせていただきます。

特定商取引に関する法律という法律がありまして、その第9条ほかに規定がされております。

訪問販売ですとか電話勧誘等による取引に関して、一定の期間であれば無条件で契約の解除ができるという内容であります。このクーリングオフ制度は、割賦販売法あるいは宅地建物取引業法、それから保険業法、こういったものなどにも同様の制度が定められているというくらいの認識でいるところであります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） このクーリングオフというのは、私も以前勤めていたところで、保険関係の、保険商品を販売していたことがございまして、よくよくクーリングオフという制度のことを勉強しました。ちなみに、自動車関係、車にはクーリングオフは利きません。それからあと、今言われた宅地建物取引ということで、住宅等の売買。これに関しても、こういう場合はクーリングオフが利きますよ、こういう場合はクーリングオフが利きませんよというような、細かくいろいろ条件がございませす。クーリングオフについても。

というようなことで、こういう良い制度があったとしても、私たち住民が穏やかに生活、安心して穏やかな生活を送るためには、やはりこういった情報というのをよくよく知らないで、被害にいつ何どき遭うかもしれないということがあるかと思ひます。

そこで、今、これからこの法律ができたばかりなので、町はこれからいろいろ考へるといふようなお話だったんですが、まず1つ、私、提案したいと思ひのですが、御代田町には生涯学習基本計画、こういう立派な生涯教育に関する計画がございませすので、この生涯学習の基本計画の中に消費者教育といふような項目を設けていただひて、本当に消費者、私たちが生涯にわたって主体的に自己啓発を続けられる取組みといふのを一文付け加えていただければいいのかなといふふうにはひとつ思ひました。

こちらの生涯学習基本構想といふのは、多分教育委員会の関係になるかと思ひますが、この辺はこういった消費者庁がつくった法律と、それからこういった教育基本法といふ。すみませす。生涯学習基本構想といふのは、合体させて進めることができるのかどうかといふことをちょっとお伺ひしたいのですが。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

○総務課長（清水成信君） ただいまの質問で、その教育基本法と、この消費者の関連の合体といふような意味合いですよね。

ちょっと詳しく自分も承知してないのですがけれども、当然、関連がある部分があれば、合体してといひますか、一緒に含めた形でのそういった取組みといひますか、対応も必要であろうかといふふうには思ひます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） では、是非、調査研究していただひて、これだけきちんとした基

本構想がございますので、何とか、まあまあ別物だとしても、私たちがいろいろ教育を受けられるような条件をととのえていただければ、ありがたいかなというふうに思います。

そこで、2つ3つ、私この事故防止に関して、具体的な提案をしたいと思うのですが、まず、今町で行政チャンネルということで、ケーブルテレビを利用して、いろいろなことを情報発信しているんですが、まだいまだに静止画面でございます。そこで、私、ちょっとホームページを調べてみましたら、消費者庁の方で、いろいろ広報のビデオだとかが制作されておりますので、こういったビデオなんかをこの行政チャンネルで流していただくということもひとついいのかなというふうに思います。

それからあと、御代田町のホームページの上に、消費者庁に関するリンクを張る。こういった誰が見てもわかるような形でリンクを張るということも1ついいのかなというふうに思いました。

あと、公民館、学校、図書館などには、DVDだとかのビデオの機器なんかがございますので、そういったところにもこういった情報を置くということも必要かなというふうに思います。

それからあと次の質問に、2番目の質問でも関係するのですが、今、健康で安心して生活できる町を目指してということで、世代間交流センターなどで、ボランティア団体がサロンなどを開催しております。そこで、その出席されたボランティアの皆さま、あるいは高齢者の皆さまにも、勉強をしていただく場を設けたらどうか。あるいは、区の役員さんとか、民生児童委員さんなどにも勉強してもらう場を設ける。それからあと、年に一度、3歳児に絵本を配る取り組みがございますが、そのときにもやはり、先ほども課長の方で、成人式の際にパンフレットを配っていますよという答えがあったのですが、このすくすく教室、3歳児絵本プレゼント、こんなときにも、若い奥様向けのパンフレットを配ったらどうかというような、何点か提案をしてみたのですが、その辺はいかがにお考えになられるでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 清水総務課長。

○総務課長（清水成信君） お答えをいたします。

ただいま多くの提案をいただき、できそうな部分、あるいはちょっと簡単にはできないのかなというようなことをお聞きしたところであります。具体的な提案とい

うことでありまして、1、2、ちょっとお答えをさせていただきますが、最初に言われました現在CATVでの文字放送を昨年より対応させていただいています。そこに動画はどうかというようなお話でありました。現状の機械、設備では、ちょっと動画いきなりということは不可能であります。ただ、機械設備をかえれば、可能というようなことも若干確認はさせていただいておりますが、検討課題かなというふうに思います。

それから、2つ目の町のホームページ上に、消費者庁のリンクを張ること、これは可能かなと思います。

それから、動画というようなお話でもあったかと思うのですが、その辺をちょっと、費用等もかかわりがありますので、この場ですぐできそうということにはならないかと思います。いずれにしましても、その他いろいろいただきましたけど、予算の関係や、あるいは関係する機関等の対応も含めて、検討しなければならない部分、あるいは区の役員さんですとか、民生・児童委員さんにも研修の機会というようなことでもありますが、それも調整等も必要になることもありますので、今後において、調査といいますか、研究を重ねていく中で、できることは進めていきたいなというような考え方でおります。

いずれにしましても、先ほどの消費者教育の推進に関する法律、その辺に関しても、先ほどもちょっと申し上げましたが、国あるいは県の方からの昨年の法律成立でありまして、いろいろな具体的なことも情報としてまた下りてくるかなというふうに思いますので、そういったところも含めて研究をさせていただく課題としたいというふうに思っているところであります。以上、お答えとさせていただきたいと思えます。終わります。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） いずれにしましても、私たち住民が安心して穏やかに生活でき、住んでみたくなるような御代田町を目指して、そこら中から情報等を収集させていただいて、少しでも私たちが被害に遭わない、あるいは環境に負荷をかけない消費生活ができるような教育なりを進めていただければありがたいなというふうに思います。お願いいたします。

この質問は終わりにしまして、2つ目の質問に移らせてもらいます。

これも一般質問通告ということで、要旨をちょっと読ませてもらいます。

要旨としまして、厚生労働省の交付金を活用した世代間交流センターが、既に4カ所建設され、今年度3カ所建設中でございます。これらの施設を有効に利用し、住民が健康で安心して生活できる町を目指し、各グループなどがいろいろな活動を始めております。この取り組みをより広く推進していくために、町はどのような協力や後援等を考えているのかということで、2番目の質問を進めていきたいと思っております。

先日、2年前の大震災後に書かれた本を私、一冊、感慨深く読ませてもらいました。福島県三春町在住の作家でもあり、お寺の住職でもある、玄侑宗久さんという作家の、芥川賞か何かを受賞した作家なんですが、「無情というカー方丈記に学ぶ心の在り方」という本の中で、現在の私たちは巨大な市場原理の中に組み込まれています。大きなシステムの中の小さな部品を演じさせられています。しかし、これからは、小さな自治、エネルギーや食料などもある程度自給自足的なコンパクトな生活も考えていかなければならないのではないかとというふうに語られております。そして、昨日、東口議員の道州制に関する質問と、町長の自治のあり方の回答を、私なりに考えてみたところ、もちろん、経済の効率化も大切だと思いますが、地域住民が協力し合って生活していけるような小さな自治が、私は大切ではないかというように考えました。

そして、長野県では、平均寿命が男性80.88歳、女性が87.18歳と、いずれも全国1位になり、大変おめでたいことだと考えております。しかし、誰もが考えることは、健康な状況、状態で、その年を迎えていくことだというふうに私は考えます。そこで、1つ目の質問なんですが、中年期から高齢期に多いといわれる、メタボリック・シンドローム、それから昨日、町長もちらっと回答があったのですが、ロコモティブ・シンドローム、この2つの症候群、シンドロームというのですか症候群、これの簡単な内容というか、概略がわかりましたら、お答え願います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、メタボリック・シンドローム。これに関しましては、3つの要素がございます。まず第1につきましては、肥満、これによって生じてまいりますいろいろな血液の異常ということで、まず高血糖、それから脂質異常、それから血圧の上昇、

この3つの要素が絡みまして、後々に体にさまざまな障害が生じてまいる。状況によっては、脳血管疾患ですとか、あるいは心筋梗塞、こういった重大な命にかかわる、あるいは重篤な身体障害に至るような状況に至るものについて、メタボリック・シンドロームという形で定義づけていると思います。

それから、ロコモティブ・シンドロームでございますけれども、これにつきましては、体、四肢の動きについて、当然高齢化に伴いまして動きが悪くなってくる、こういったような身体上の障害が出てくるようなものについて定義づけていると思います。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今、課長に答弁いただいた2項目につきまして、メタボリック・シンドローム、ロコモティブ・シンドローム、ちょっと口がどうも回らなくて申しわけないのですが、これにこの症候群を解消する、あるいは緩和するということに関する運動ですか、それに有効なものというものはあるかどうか、教えていただきたいのですが。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） いろいろな方策がございます。ただ、今御代田町として推奨しておりますのが、ポールを使ったウォーキングですとか、あるいは今若干流行り始めておりますのは、御代田町の介護予防の中で取り組んでおります太極拳の運動、こういったようなところが大きな項目にはなっているかと思えます。ただ、何が有効かという、これはいろいろなものがございまして、そういったメニューを逐次有効と思ったものについては町の方でも皆さまにご紹介して、きっかけづくりを進めていきたいという方針であります。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） ありがとうございます。各地区の公民館や世代間交流センターで開催されている健康増進に関する各グループの活動内容、それからグループ名、それらのグループ等に、町は補助とか援助とか、いろいろなものをしているのかどうか。これがおわかりになるようでしたら、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 具体的なものになってまいりますと、今、各地区の公民館あるいは世代間交流センター等を利用して、高齢者が主な対象となっております

けれども、こういったところに日常的なお世話をするような、あるいは話し相手になるような形のサロン活動というものを展開しております。このサロンの状況につきましては、町内の全地区に立ち上げたいというところもございます。既にもう始まっているところもございますけれども、こういった実態把握、いま今年度から社協に委託いたしまして、サロン活動の補助活動というような形で、展開を始めているところでございます。

また、今までなかった地区につきましても、新たにサロンが立ち上がると、立ち上げの助成を行うということによって、立ち上げが始まっているようなところもございます。

それからまた、金銭的な助成というよりは、ソフト的な助成というふうに捉えていただきたいと思っておりますけれども、町の健康推進係の方で、ロコモティブ・シンドローム、ロコモ教室というようなことを銘打ちまして、今年度4地区、モデル地区を設定いたしまして、ポール・ウォーキングあるいはストレッチ体操、こういったようなところを普及啓発するような活動を始めておりまして、これにつきましては、将来的には全地区においてこういった活動を実施し、ロコモ対策に必要な運動について、町全体に広げていきたいというようなことで、取り組んでいるところでございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 先の質問で有効と思われる運動は何かということで、いろいろありますということで、ポール・ウォーキング、それから太極拳等々、いろいろあったのですが、ポール・ウォーキングというのは、やはり歩く、歩ける方が中心になると思います。それから太極拳も、もちろん椅子に座ったままで手足を動かすという運動もございますけれども、やはりこれも足腰が丈夫な方が中心になるというような運動かなというふうに私なりには思うのですが、議長、ちょっと1つ、皆さんに回覧してもらいたいものがあるのですが、よろしいでしょうか。

○議長（内堀恵人君） はい。

○1番（野元三夫君） 2つあるので。

こちらに、セラバンドというゴム紐がございます。ゴムです。腰バンドではないです。ただの板状のゴムなんですけど、課長はこのセラバンドというのを利用した、使用したことはございますでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 私自身は、今現在、それに関して取り組んでいるという状況ではございませんけれども、そのバンドを使った運動については、承知はしております。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 私も、実際に講習をしているところを拝見したことがないもので、たまたまこのバンドを使い方を知っている方に教わったのですが、このように手首に巻いて、1、2、伸ばしてみても、腕が伸びたところで1、2、3というふうに緩く、下ろす。あるいは、足でこういうふうに踏みまして、こんなふうに同じようにこうやってやるとか、こういうような運動に使うゴムのようです。今先ほど、課長が答弁なさいました、ロコモティブ・シンドローム、これは身体機能が低下してくる方々に有効ではないかという運動で、いろいろなところで取り組みが始まっているというふうには聞いております。

そこで、町で健康増進のために、今のウォーキング・ポール、これも補助金を付けて、大いに推進しているところなんです、このセラバンドは、足腰の弱い、座っている方でもできますし、こたつに入った状態でも、こういうふうにできます。ということで、このセラバンドというのを、町を挙げて、先ほど言いましたように、高齢者が80歳、87歳まで元気な状態でいられるような運動ということで、勧めるといふことは、いかがに思われるでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 今、セラバンド、ゴムバンドを使った運動について、町として取り上げて、住民全体に広めたいかがかというようご提案でございましたが、まず、このセラバンド運動が入ってくるきっかけなんですけれども、つい最近のことです。24年10月に、介護サポーターの皆さんたちがいらっしゃいます。この皆さんと南足柄市に研修に赴きました。この際に、南足柄市でやはりサポーター活動がありまして、その皆さんが自主的に行っている運動ということで、このセラバンド運動を知りました。これが非常にいいんじゃないかということで、介護サポーターの研修会に11月以降取り入れていくというような状況で、当町では、この運動が始まっているかと思えます。ですから、この運動につきましては、包括支援センター、言ってみれば行政から押しつけたものではなく、自主的

な形、住民の自主的な形で、自発的な形でこれは良いということで、始まりつつ、芽生えつつある事業だと思えます。こういったものに対して行政があまりとやかく口を出すよりは、まずは住民の活動から大きく発展していくような助力を私たちはしていけばいいのではないかとこのように考えているところでございます。

25年度からは、サポーターの活動に本格的にプログラムに取り入れてまいるということを聞いております。無駄な力を使わずに、高齢者にも、高齢者でも筋力アップが図れる有効な活動ということは承知しておりますけれども、私たちの役割の1つとして、こういったことのリスク管理については、よく研究しておく必要があるだろうというふうには考えております。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 昨日の質問でもあったのですが、御代田町として誇れるものは何かというような観点で、町長がウォーキング・ポールを一生懸命勧めていますというご回答があったのですが、町長はこのセラバンドというのはご存じでしょうか。それで、今の課長が、住民が自らもって自主的に勧めていくべきだというようなご回答があったのですが、それはもちろんそうだと思いますのですが、町長個人の意見としては、いかがでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

そのバンドにつきましては、ロコモティブ・シンドロームの教室を、西軽井沢の公民館で行ったときに、それを見学に行きました。そのときに運動療法士かな、医学療法士の方が講師となって、教室をやっておりました。いずれにしても、元気で健康でどれだけ長生きするかというテーマなんですけれども、それはそれぞれの方の身体的な状況や、いろいろな環境なども配慮されなければならないと思います。ウォーキング・ポールの場合にも、ただウォーキング・ポールを普及したのでは、その成果は出ません。それは、正しいウォーキングの方法というものをきちんと教室なりそういうところで正しく使うということによって、それが効果があるのであって、ただ単に、それを使えば効果があるというものではありません。そのゴムについても、それも正しくやはり使わなければ、筋肉が増えるという状況にはなりません。逆に、筋を痛めたり、体を痛めるという危険性もあります。ですから、そ

ういう意味で言いますと、それぞれの状況に応じたそれぞれの対応がありますし、それについては、まだ提案されたゴムについては、その効果というものがどうなのかということもまだ検証されているわけではありませんので、いずれにしても、今、自主的な活動としてこうしたものを取り入れた取り組みが始まっているということでもありますので、そうした動向や、その成果、効果なども見ながら、町としては考えていくものであろうというふうに思っております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） いずれにしましても、新しく世代間交流センターが今年度、来年度にかけて、全町で7カ所整備されます。ウォーキング・ポールもそうですし、太極拳もそうですし、このセラバンドもそうですし、公民館、世代間交流センターを軸とする、小さなコミュニティ、住民を巻き込んで、健康なまちづくりという観点で取り組んでいただければありがたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告7番、野元三夫議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午前11時53分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告8番、小井土哲雄議員の質問を許可いたします。

小井土哲雄議員。

（2番 小井土哲雄君 登壇）

○2番（小井土哲雄君） 通告8番、議席番号2番、小井土哲雄です。

今回、私は、学校教育、スポーツ少年団などの現状と今後について、お聞きいたします。

教育委員会は、学校のクラブ活動、スポーツ少年団などで、学力だけでなく肉体的、また健全な精神力向上に大きくかかわっていますが、まず、スポーツ少年団の指導について、どのような指導方針の下、指導しているかをお聞きしたいと思います。

す。

御代田町は、この場では体育環境と申し上げますが、すばらしい環境づくりができていて、多くの方が感じていることでしょう。現茂木町長に限らず、歴代町長を筆頭に、それぞれの関係部署が力を合わせ、ご努力された結果が、この環境をつくり上げたものと私も感じております。

ただ、施設的环境は、歴代の皆さんがつくり上げ、1万5,000人規模の町とすれば、合格点をいただける環境が整ったのでしょうか、利用環境と申し上げますか、利用する側の利便性に関しては改善あるいは改革の余地もあるのではないのでしょうか。

そこで、お聞きをしますが、本年度2月28日体協常任委員の会議が行われ、そこには南・北小などそれぞれのスポーツ少年団チームの監督、あるいは関係者が出席していました。そこで、出席者に、御代田スポーツ少年団活動指針にあります、団員の健康や生活のリズムを考慮した活動計画の中に、活動時間は1日2～3時間程度、1週間に2、3回とすることが望ましいとあり、ほかにも5項目がうたわれております。改めて活動時間、日数などについて確認がされたようです。更に、勝ちにこだわらない指導でよいのではというようなお話もされたと伺っておりますが、そのように指導した裏付けと根拠はどのようなことか、教えていただきたいと思っております。

また、当日の会議では、BGの担当者が、今申し上げたことを話されたと思っておりますが、どなたの判断あるいは指示で、そのようなことを申し上げたのか、まずお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

どのような指導方針というような内容になろうかと思っておりますけれども、スポーツ少年団は、昭和37年に、財団法人日本体育協会が、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、スポーツを通じて青少年の心と体を育てる組織を地域社会の中にといい願いを提唱し、創設されたスポーツクラブです。御代田町では、少年軟式野球、空手、サッカー、バレーボールなどの少年団が、昭和63年6月に設立されております。

指導方針になりますが、次代を担う子どもたちの健全育成に努め、スポーツの持つ教育的役割を理解し、常に愛情を持って子どもたちと行動することを基本としております。また、議員がおっしゃいますように、町のスポーツ少年団には、規則や活動方針を定め、それに基づいて活動をしております。議員も申し上げた団員の健康や生活のリズムを考慮した計画を立て活動するという項目の中で、先ほどお話がありました、活動時間は1日2～3時間程度、1週間に2回ないし3回とすることが望ましい。それから団員の生活リズムを崩さないように、午後9時までには活動を終了するとされております。

また更に、指導者の役割についても、項目がございます。こちらは10項目ほどありますけれども、その中で、管理することだけに集中せず、子どもたちの自主性、自発的活動を促し支えましょう。それから指導者自身の経験と勘に頼った指導ではなく、広い視野と科学的根拠を持った指導に心がけましょう。勝利だけにこだわらず、活動の過程を大事にしましょうと定めております。

少年団の役員・指導者の皆さまは、この活動指針を理解したうえで、それに基づき指導をしていただいていると思います。

根拠につきましては、当然、先ほど冒頭に申し上げました、日本体育協会の中でも指針を設けておりますから、それに沿ったものとして、御代田町スポーツ少年団でも規則として定めたり、指針として定めているという根拠を持って対応させていただいているというふうに考えております。

それから、事務局の方からも、そういう話があったということでございますけれども、この活動指針を基に、各少年団の皆さまにお願いをしているということであろうかと思えます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） はい、流れはわかりました。

これは当日のスポーツ少年団の委員会の次第であります。その中に、スポーツ少年団におけるスポーツ活動ということ、また指導者の役割、指針等がこちらにも、普通でいえば、総会でいえば決まり事といいますか、ということが、こちらにしっかりしたものがございます。それも見させてもらいました。それで進めますが、保護者からのある意味苦情といえは苦情にとれる部分もあるのですが、ちょっとお話を聞きまして、教育委員会の指導とまたその教えている側の皆さん、また、子ども

たちのその何を求めているかという部分のちょっとギャップが感じられましたので、また今からお話ししますけれども、南小の野球部クラブ関係者に練習時間についてお聞きしましたら、冬場は水曜日の午後1時間半程度の練習と、土曜日に3時間半とのことでした。申請時間は、土曜日については4時間、お願いしてあるようです。ただ、そういうお決まりといたしましょうか。大人が守らなければいけないルールかもしれませんが、4時間借りているからと、4時間そっくり使えるわけではなくて、鍵の返却とかいろいろありますから、そんなぎりぎりまではやらず、また、時間延長ということはないですけど、遅延というか遅れますと、お叱りをいただくというような。それもルールだからあるかもしれませんが、その中でちょっと考えるのは、指導者はここではさっき申し上げましたけど、勝ちにこだわらないという言い方を、指導の中に盛り込まれているわけですけど、果たして子どもたちはそういう指導を求めているのかなという部分で、私は疑問に感じます。やはり、どうせやるのだったら、野球、バスケット、バレーボール、どんなスポーツでも、何かやはりいい成績が欲しいがために、目標として頑張っている姿があるのではないかというような感覚で受け止めております。その程度の時間の練習ということですね。で、新学期が始まれば、練習時間も水曜日が2時間と、30分増え、土曜日は3時間半と、変わらず、日曜日3時間半の練習が増えるようです。

先ほど会議において、わざわざ練習時間を短くするように指導するようなニュアンスの言葉があったようですが、さほど長い練習時間ではないのではないかと、私は思っております。また、その常任委員会の場で、議会が練習時間の長さを指摘していると話されたと聞きました。私の知っている限りでは、このスポ少の練習時間が長いということが、議会の中で話題になったこともなければ、もちろん、問題に上がったこともないという認識なのですが、この議会がなのか、議員なのか、ちょっと確認とりませんけれども、そのようなことを言ったと、その会議で述べたという情報があるのですが、そちらの会議に教育次長、もしくは教育長は参加していましたか。いなければわからないと思うのですが。そこ、教えてください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

その会議には、私も教育長も出席はしておりません。それから、ご指摘のことも、私どもはちょっと承知はしておりません。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 多分、そのようなお話が、どこからかその担当部署の方に入っ
て、それを練習時間が長いという思いなのか、うまく議員と申しましょか、議会
という言葉を出して、こう、抑えるような方向で使われた可能性もあるのかなとい
うことで、これは確認取れていませんから、これ以上のことは申しませんが、もし、
後ほど確認していただいて、議会が言っているとかというようなお話がありましたら、
それは全くの根拠のないことでありまして、1人2人の議員が言っていたとい
う言い方ならばまだ、もしそうだとしてね、だとするのだったら、それは正確なこ
とですから許されるかもしれませんが、議会が言ってきたというようなことがあり
ましたら、後ほど調べて、口頭でひと言お願いしたいと思います。

それで、その開催された常任委員会の内容をお聞きしましたら、一方的に、あた
かも御代田町スポーツ少年団の指針が守られていないような物言いで、常任委員の
皆さんにもそれぞれ考え方、言い分もあるのですが、聞く耳を持たないような
状況であったとも聞きました。これが真実であるのなら、子どもたちが主役である
ことから見まして、これは大きな問題であると感じますが、先ほどのこともそうで
すが、言った言わないと、この場で議論する気はございません。それが本当であれ
ば、会議の意味を成していないと、これだけ申し上げておきたいと思います。

それぞれのスポーツにかかわっている子どもたちの中には、野球でいえば小学校
から一生懸命努力し、中学で更に力をつけ、甲子園を目標に、名門高校へ進学した
いと、小さいころから夢見ている子もいます。このように夢を抱いている子どもが、
練習時間が短くなったとき、どのように感じるのでしょうか。

ここにおられる多くの皆さんも、それぞれのスポーツに夢中になっていた子ども
の頃を思い出せば、時間の経つことを忘れ、汗を流したのではないのでしょうか。練
習日数あるいは時間の短縮が、結果としてスポーツ少年団に入らないで、佐久市な
どのシニアクラブに所属するケースにつながるとも聞いています。このことは、優
秀なスポーツ人材の流出と捉えることができ、魅力がなくなった結果であると言
えます。この件につきましては、親の考え方ももちろんあるのですが、子ども
自身の思いも当然、尊重されているのではないのでしょうか。できることであれば、
スポ少、それぞれの分野から御代田町以外のスポーツクラブに興味を持ち、流出と
いう言葉が適切ではありませんが、体協傘下のスポ少で頑張ってもらえる環境づく

りが求められていると感じております。

そこで、1つ疑問があるのですが、それぞれの学校では、体力測定が行われています。その体力測定の結果を教育委員会では把握していると思いますが、当然、体力向上のための学校体育、社会体育で指導が行われているものと考えます。昨日の一般質問で、教育次長がSAQトレーニングをスポーツ少年団で行っていると答弁しております。体力向上を一方で推進し、また、一方ではスポ少の練習時間を短くするような指導がなされております。これは、勉強をもっとしなさいとの思いがあるのかもしれませんが、このような状況をどのように受け止めればいいのでしょうか。というのは、これは教育長にお聞きしたいのですが、体力向上、それこそSAQトレーニング、スポ少、頑張って体力向上励んでくださいと。でも一方では、練習時間が長いから、練習時間を短くしなさいという状況を、教育長はどのように捉えていますか。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

（教育長 高山佐喜男君 登壇）

○教育長（高山佐喜男君） お答えいたします。

体力測定の結果と、スポーツ少年団の練習時間の関係につきましては、体力向上の面では多少はあるかもしれませんが、一概にそのスポーツ少年団の活動時間と子どもの体力向上が即比例するものとは捉えられないのではないかなと思っています。

学校では、体育の授業においていろいろなスポーツや運動に取り組み、体力向上に努めています。SAQのこともそうですけれども、指導要領で決められた体育について、やっているわけですが、例えば北小学校では、学校の特徴として、朝の全校マラソンやアンパンマン体操とか、南小学校では、元気ッズ体操というのを独自で工夫して取り組んでいたり、そんなようなこともしております。

それで、21年度からは、スポーツ推進委員の皆さんの協力のもとに、学校でもSAQトレーニングを取り入れて、持久性とか敏捷性とか柔軟性を養い、体力向上につながるような取り組みにも努めているというわけであります。

こうした学校での取り組みが、結果として子どもたちの基礎体力の向上につながっているものとは考えておりますけれども、教育委員会としましては、学校体育関係者とともに、努力してまいりたいなというふうに考えております。

相反するような捉え方になるというご指摘でございますけれども、スポーツ少年団の子どもたちの練習時間との因果関係というものについては、なかなか把握しにくい、捉えにくいというのが、率直な感想でございます。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） マラソン大会とか、それぞれのことを学校で行っていただいているということで、もちろん、それは体力向上につながるかと思います。ただ、もっと頑丈な体をつくるには、それ以外のスポ少とかの活動ももちろん必要かと思う中でお聞きしたのですが、学校でやっていることは体力向上のいろいろなプログラムをやっています。でも、スポ少では練習時間短くすることが、そのイコールではないというような答弁でしたけれども、もっと強い強靱な体、また、精神力を養うには、スポーツ少年団も必要不可欠な事柄かと思えます。

細かいことをいろいろ、こういう場では言いたくないのですけれども、それぞれ関係なさっている皆さんから、何人かからお聞きしましたら、体育施設の利用の融通と申しましょうか、担当部局、B & Gの皆さんの勤務の時間帯といいますか、8時半でしたか、からで、利用貸出は9時という決まりがございますよね。そのほか夕方についてもいろいろな決まりがございますが、で、スポ少は減免措置という町からの恩恵も受けていることも承知しております。優先的にいろいろなスポーツ施設を貸し出ししていただいているということも存じ上げております。ただ、その中で、あまり大人の感覚と申しましょうか、縛りすぎて、指導する側がやりづらいというような、ある意味苦情ですね、も伺っています。

自分も昔、いろいろな施設を借りたことがあります。その当時は、大分昔ですけども、結構融通を利かせていただいて、空いていればいいよ、使ってよ、なんというような、それが良い悪いは置いておいて、というような形で利用が一町民としてしやすかった部分がありますが、今は大分変わってきて、決まり事というか、それを前面に出して、厳しい状況になっているかと思うのですが、その辺、どんなふうにお考えですか。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

体育施設の利用時間の関係になりますけれども、これにつきましては、原則としまして、使用時間については午前9時から午後9時半までという中で、お貸しをし

ているのが現状であります。それから、議員がおっしゃるように、8時半からということにはなりますけれども、職員については、それ前に出勤をして準備にあたっているはずですから、決まりは決まり事かもしれませんが、職員がいる中で対応については、その都度、杓子定規といいますか、決まり事でなく対応はしているというふうに私も承知はしておりますし、職員もそのように対応はしていると思います。

それから、お願いでございますけれども、やはりそういった原則がある中では、では9時から使用する中で、では7時半ごろからというような話というような、あまりその職員に負担のかかるようなことについては、ご理解をいただきながらご利用いただきたいというふうをお願いをさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 確かに、職員の皆さんも、グラウンドも清掃というか、あるかもしれない。体育館にしてみれば、多分8時半から出勤といいますか、で、9時からの貸出ですから、清掃とか、いろいろあるかと思えますよ。で、早く子どもたちが来ていれば、その清掃の邪魔になるという部分もあるのではないかなということも、それは感じ取られます。ただ、保護者の皆さん、コーチ、監督の皆さんと、担当部局のギャップがどうしても、いろいろなお話を聞いていると、自分は感じているところです。

それで、一番大事なことは、今申し上げましたが、教育委員会の考え方と、ほぼボランティアで指導なさっているスポ少の監督・コーチの皆さんの考え方にギャップがあり、その狭間で迷惑するのは、子どもたちだということです。ある意味では、教育委員会と体協常任委員会、スポ少理事の狭間となる部署は、B&Gとなります。お気の毒ではありますが、担当部署として教育委員会と体協常任委員会あるいはスポ少理事の考え方のギャップを埋めるような会議の運営を行っていただき、大人の立場的言い分ではなく、子どもたちが何を求めているかを真剣に、それぞれの会議で話し合うことが、何よりも必要と感じます。

現状では、教育委員会の立場と、スポ少の監督・コーチの考え方に開きがあり、本来主役である子どもたちにとって、何が一番必要とされているのか、何を求めているのかが話されないで、双方の隔たりが浮かび上がっているように見えます。解

決法とすれば、大人なのですから、話し合いしかないかと思います。このような現状を踏まえて、教育委員会はお互いの思い、考え方のギャップを取り除いて、話し合いが行われるような会議を、今後持たれるお気持ちはございますか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

教育委員会とスポーツ少年団の関係者の皆さまとの協議の場というようなことかと思いますが、先ほどから申し上げておりますけれども、スポーツ少年団の皆さまにはその規則と活動方針、活動指針を基に、少年団の皆さま方が共通認識が図られて、子どもたちの指導にあたっていただいているものと考えております。教育委員会としましては、その活動指針というのが当然、何ら教育委員会とそのスポーツ少年団との齟齬といいますか、相違があるとは、私どもでは考えておりません。相違があったり、ギャップがあるというふうには、ちょっと私どもは認識はしておりません。現段階では、その必要性は、私個人の考え方になりますけれども、感じてはおりません。

ですが、そういったご指摘もあるということでございますから、その必要があるのであれば、その会議のところで話し合いということではないのですけれども、それぞれのご意見を賜りたいなというふうに感じております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 見解の相違と申しましょうか、私はたまたま聞く機会があったから、いろいろなお話を聞いて、担当部局、B&Gの抱えている問題やら、教える側が考えていることのギャップを感じて、その狭間で苦勞するのは子どもたちだということで、そういうものをなくす。まず、大人の話し合いが必要かなというふう感じたから申し上げたところですが、そういう苦情が次長のところには入っていないから、今のような答弁かと思いますが、また私もそのようなお話を聞いた皆さんには、会議ではもっと自分たちの思いも言って、しっかりした意見を出し合って、子どもたち中心の方向を出していただきたいということは、お話ししておきます。

もう30分終わってしまったので、ちょっと長くなってしまったので、あと1つだけ。いろいろなスポーツ施設がありますが、その関連で雪窓球場にナイター施

設なんかがあると、また利用する皆さんも時間帯が、大人の皆さんは夜の方が使い易いとかありますのでね、そういうことで、使い勝手がよくなるのではないかと思うので、これはお答えは要りませんが、是非、町側としてそのナイター設備についても、今後検討をしていただきたいというお願いだけしておきます。

続いて、南・北小金管クラブと中学との関係は、ということですが、南・北小学校には金管バンドクラブがあり、活発な活動がなされています。特に南小の金管クラブにおいては、県大会出場を経て、平成16年度、17年度、18年度と、3年連続、東海大会におきまして優秀賞に輝いております。すばらしい成績を残しています。また、南小の平成15年度から24年度の10年間の成績を調べていただきましたが、南小では、今の3回優秀賞のほかに、東海大会におきまして、15年度が不明ということですが、16年度から24年度の9年間で、銀賞が4回、銅賞が1回と、賞を逃したのが9年で1回となります。そんな中、東海大会で輝かしい成績を残しております。どんなに褒めてあげても足りないぐらいの成績であることがお分かりだと思います。

また、北小金管バンドクラブにおいても、過去10年間、平成15、16、17年度は不明ということですが、長野県小学校バンドフェスティバルにおきまして、ハッピーサンバ賞、ポジティブサウンド賞、エレガントサウンド賞など、数多くの賞をいただいております。

そこで質問しますが、これだけ優秀な成績を残している金管クラブに対し、町としてどのような金銭的補助などを行っているのか。その応援態勢が気になるのですが、どのような応援態勢であるか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

支援という部分でございますけれども、学校での楽器購入にかかわる費用について、ちょっとお話をさせていただきます。

各学校とも、学校予算で計画的に楽器の修繕と購入を行っているのが基本であります。中には、資源回収の資金などが使われて、購入されているものもございます。楽器にも金額が安価なものもあれば、非常に高額になるものもございます。その年によりまして金額は変わりますけれども、各学校で購入などには20万円から60万円ほど、修繕には毎年各学校ともに20万円ほどの予算をかけています。なお、

平成24年度に限りますけれども、通常のものに加えまして、御代田財産区からの補助をいただき、小学校でのそれぞれ200万円ずつ、中学校では300万円の楽器購入に費用の上乗せをさせていただいております。

また、南小学校では東海大会に出場しておりますので、全額ではございませんけれども、開催地までのバス代を補助しているのが現状でございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 今、ご説明にあったとおり、資料を提出していただきました。

次長に調べていただいて。そうすると、学校予算ということで、南・北小、また、中学、それぞれ、毎年ではありませんが、補助をなさっているようです。また、廃品回収、北小は廃品回収、また、南小はクラブ費ということで、これはバザーとお聞きしましたが、楽器購入に向けて、バザー的収入も南小では楽器購入に向けて、そのようなこともやっているということも伺っております。それぞれありがたいことでございます。また、24年度は、各小学校が200万円ずつ、中学校が300万円、700万円、御代田財産区からの補助があり、充実したものが揃えられたのではないかと思います。

そこで、主題である、南・北小と中学との関係ですが、南・北小のOB、OGが中学に進学した後も吹奏クラブに入会し、活動を続けることとなる中、このようなことを耳にしました。小学校では、それなりの成績を出し、友だちと中学でも続ける、続けようと、わくわくした気持ちで吹奏楽を始めたが、譜面の量なのか、楽器の数なのか、また、いろいろな大会の成績なども気にしている生徒もいるのかわかりませんが、それぞれの理由でやめてしまう子がいると伺っております。新しい曲を演奏してみたいが、その譜面がないとか、こんな楽器をやってみたいが、その楽器がないなどの思いが生徒に芽生えてなのか、何か魅力を失っていく要素・要因があるのではないのでしょうか。実際、どのくらいの方が中学でおやめになるかというデータを私、持っていませんが、そのようなお話をお聞きしましたもので、問いかけますが、仮にそうなのかもわかりませんが、教育委員会はどのようにお受け止めになりますか。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

小学校の金管クラブから中学校への吹奏楽クラブへの継続性や、意欲についてと

ということになるかと思えますけれども、現実には、実際にではどのくらいの子どもたちが、小学校でやっていたのに、中学でという数値的なものは、私どもでも把握はしていません。小学校でその金管バンドクラブに一生懸命取り組み、良い成績を残してきているのに、中学校につながらないということの中では、譜面の関係、楽器の関係、何か問題があるのではないかとのご指摘でございますけれども、そういったことにつきましては、危機的なものはなく、私どもの方としますれば、あくまでもその個人の方、子どもたちの考え方の違いではないかというふうな捉え方もさせていただいています。小学校で金管クラブをやっていたので、その上を目指して、中学校でも吹奏楽クラブで頑張ってみようと思う子どももいれば、中学校には小学校にはない運動クラブや文化クラブもありますので、小学校とは違うことをしてみたいという考えもあるのではないかと思います。それから、小学校から引続き中学校の吹奏楽クラブへ移行する子どもたちが少ないからといって、それが大きな問題があるということにもちょっとつながらないというふうに思っております。あわせて、指導態勢もちょっとご説明をいたしますけれども、小、中学校ともに指導する先生につきましては、音楽専科の先生です。指導方法や指導の仕方に大きな違いはございませんので、担当の先生方には熱意を持って子どもたちを指導していただいているものと思っております。

楽器や譜面の器材についてということでございますけれども、北小学校は約40名、南小学校では約50名、中学校では約30名のそれぞれの吹奏楽、金管バンドのクラブ員がおります。それぞれ、トランペットだとか、ホルン、ティンパニー、ドラムなど、いろいろな楽器がある中で、演奏には当然、パート的なものが必要になります。演奏する中で、同じパート、同じ楽器が、希望するからといってすべてを同じ楽器ということにはなりません。本人の希望にそぐわない楽器を受け持つことも、あるのかもしれませんが。楽器が不足しているということは私どもでは考えておりません。先ほど申し上げましたように、学校では必要なもの、修繕が必要なものについては、予算要求し、計画的に整備が図られているものと考えております。指導方法や器材が不足というようなことも考えておりませんし、そういったことから、やる気を失ったり、やめてしまうということでもないというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 今、次長からのお話がありましたけれども、私も、こちらにその成績とか、過去の先生、どんな先生がお教えになった、また、何年にどんなものを買ったという資料をいただいております。これを見ますと、徐々に徐々に、素晴らしい環境づくりができていることが、私は理解できます。そして、中学校吹奏クラブは、吹奏楽コンクール東信大会に参加し、15年度から24年度の10年間で、17年度、18年度と、連続して金賞となり、おのずと県大会に出場し、ここでは2年連続銀賞という結果でありました。これも大いに誇っていただきたいものです。ほかにも東信大会10年遡った成績が、銀賞6回と、限りなく、金賞ですと県大会に行きますからね、銀賞6回と、限りなく県大会出場資格に近い成績で、銅賞が2回と、賞を逃したことの無い10年間でありました。それぞれ指導にあたりました先生方に感謝申し上げたいと思います。

で、私も以前、太鼓を指導した経験があるので、譜面ですけど、多分、何曲分中学でお持ちになるのかというのは把握できていないかとは思いますが、ただ、気になるのは、譜面ももちろん、ご存じのとおり、著作権がありますので、勝手にコピーということはできませんよね。切れたものについては、許されるのかとは思いますが、譜面が1曲お幾らするものなのかということは、私、存じ上げませんが、その辺の、お答えはこれ、要りません。調べていただいて、どうなっているのかということもチェックしていただきたいと思います。

そして、楽器の数ですが、こちらの資料にございます。それなりに町から補助をいただき、楽器購入をしています。16年度にはホルン1台というのか、1機というのかわかりませんが、23万1,000円。また、19年度にはトランペット、トロンボーンを購入して、51万円余り、全部は紹介しませんが、楽器の数が徐々に増え、24年度に関しましては、先ほど申し上げた御代田財産区の補助金300万円をいただき、総額339万1,000円余り、新たに楽器購入をいたしました。楽器数が11と資料にはございます。このような状況から見て、以前のことはわかりませんが、楽器不足問題は解決されたのではないかと思います。

また、吹奏楽部はアンサンブルコンテストの結果におきましても、幾つものジャンルがあるところではございますが、何度も地区代表に選ばれ、東信大会は惜しくも金賞はございませんが、多くの銀賞、また銀賞を確保しております。このように頑張っておられるので、年々楽器も揃いました、あとは譜面の数、そして本人のや

る気がととのえば、なおさら良い方向に向かうと思います。是非、今後も協力態勢をしっかりと行ってほしいところですが、これ、今これ、ちょっと困るんだな。次長の答えだと、ちょっと議会だよりを書くのに、気の利いた答えではないので、私の思いからすれば、楽器購入などの官給がととのったこれからが楽しみで、今後が非常に期待持てるというような考え方なんです、次長の言葉からいただけませんか。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えをさせていただきます。

小学校、中学校ともに徐々にではございますけれども環境的には整って来ておりますから、子供達それぞれまた一段と頑張ってくださいながら、成績を残していただきたい、いただけるものと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） すばらしい答弁をありがとうございました。

それでは時間が短くて困るんですが、いじめ・不登校の実態の部分に入ります。昨日今日と、この件について2名の議員から質問がなされておりました。その中で、それぞれの皆さんの質問、答弁を聞いて感じたところがあるので、それだけちょっとお聞きしたいと思いますが、不登校に対する学校の対応ですが、定義がありまして、その中でない、0件と、いじめについては0件と。また30日以上休むことが一応定義の中では不登校というふうに見られるようですが、ちょっと疑問、疑問というか、グレーゾーンと申しましょうか。スポーツで言えば、ここにラインがあって、こっちがインだとします、こっちがアウト。そうすると、もうここは完全に白ですよ。こっちは黒ですよ。ここですね、この辺を教育委員会はどういうふうに捉えているんだろうなというのが、面倒だから白か、白にしておけばないとか、問題ないように取れるとか、そういうグレーと、あともう一個30日で不登校という見解らしいのですが、29日の方も28日の方もいらっしゃるのではないかと。だからそれは不登校ではないという考え方になるのかな、あの定義というものをそのまま受け止めて聞いていけばですね。その辺がちょっとグレーなところで、ちょっとお聞きしたいのですが、教育長、手短かにお願いします。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、30日を超えると不登校ということでカウントされますけれ

ども、29日、28日、だから学校では30日を超えないように一生懸命努力を、家庭訪問をしたりとか、電話をかけたりとか、それから相談室の先生が関わったりとかっていうふうになるわけで、数字の上で表す場合が30日を超えたということでご理解をいただきたいと。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） えっと超えないように努力ですか。努力しても不登校が続いている生徒さんもおられるのかと思います。また、私が聞きました、ちょっと聞かせていただいたんですが、身内の方にそういう方が、不登校の生徒がいて、学校の担任の先生が振り向いてくれないと。いろいろな、先ほどもありました心理相談員、民生委員の皆さんにもご協力いただいているようなお話がありました。一番親身に動いていただくのは担任の先生かと思います。その先生が、知らん顔という言い方はまずいのでしょうか、ちょっと思いやりが欠けるといえるか、そういう自分の担当の子供に対して、本当にこう思いやりを持った接し方が出来ていないというようなお話を伺っていますが、何か逃げる、失礼な言い方で申しわけないですが、逃げる態勢がちょっと見え隠れしているように思います。その辺はどのように対処していくのでしょうか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 高山教育長。

○教育長（高山佐喜男君） 具体的な今のような事例については、ちょっと承知はしてなくて申しわけありませんけれども、この例をお話ししたいなと思うんですけども、実は、ほかの学校でいじめ、ないし不登校になって転校をしてきたお子さんが、御代田町の小学校・中学校で非常に大切に丁寧に対応して、先生方も対応したりした結果、改善されたという、そういう報告は校長からも聞いております。先生方は非常に努力をしていますし、今のような事例はちょっと承知してなくて申しわけないですけれども、いずれにしても一人ひとりの子供に寄り添って、多くの人たちが関わり合って、より良い方向になるように努力していく、そんなふうに私どもも、学校と共々やっていきたいと思っております。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員。

○2番（小井土哲雄君） 他の学校では、先生が本当に親身になって、御代田がしていないとまでは言ってませんよ。そういう事例があるということですから、またどんどん不登校とかいじめとかなくなるような、ハッパをかけるような教育長としての立

場を十分に生かしたご指導をお願いしたいと思います。

最後の質問です。業者による無料回収の実態について。

最近当町においても、無料回収業者による回収箇所が多く見られるようになりました。責任を持ち、整理整頓されている箇所もあれば、乱雑な箇所もある。町として今後どのように、景観も踏まえた中、指導を考えているかを問うということで、この件をお尋ねします。

当町には、現在把握している中では、業者による資源の無料回収箇所が2カ所あるが、1カ所は県の指導が入り、問題を抱えていると伺っております。無料回収ということですから、助かる方も多い中、管理されている方がいない時に、勝手に置いていき、その物が回収目的に値するものであれば、まだ許されるかもしれませんが、そうでないものを置いていくことになると、不法投棄になるのではないのでしょうか。このような行為も原因となり、サンライン清万地区の回収箇所は、県の指導が入ったと伺っておりますが、県の指導内容と今後の対応をお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

近年、全国的に、一般家庭や事業所等から排出される、使用等を終了した家電製品等を収集運搬する事業者が多く見受けられます。小井土議員ご指摘のとおり、御代田町でも現在2カ所ございます。業者による資源の無料回収のほとんどは、一般廃棄物、収集運搬の許可、再生利用指定または市町村の委託を受けておらず、廃棄物処理及び清掃に関する法律に抵触するものと考えられます。ただし、この法律で対象となるものは、あくまでも廃棄物に限定されます。廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡できないために不要となった物を言い、これらに該当するか否かは、その物の性状・排出状況、通常取扱形態、取引価値の有無、及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされております。特に使用を終了しました特定家庭機器、家電リサイクル法に言いますところの、特定家庭用機器ということで、テレビ・冷蔵庫・洗濯機等については、廃棄物として再生または処分する場合には、厳しい基準が定められ、一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には、所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合、

または買い取られる場合であっても、直ちに有価物、要するに廃棄物に該当しないというふうには判断することは出来ません。その物が再使用を目的とした経済・合理性に基づいた適正な対価により有償譲渡であるか否かについて、慎重な判断が必要とされます。この点、まだまだ廃棄物であるか否かの判断は、非常に難しい状況があります。

以上、ご説明いたしましたとおり、対象物が廃棄物であるか有価物であるかにより判断することになりますので、廃棄物となった場合には、廃棄物処理法により指導等を行ってまいります。なお、使用済み家電等について、比較的新しく、故障していない等、市場価値を有する物については、古物営業法に基づく古物営業の許可を有し、かつ、適切な取扱をする者に売却するなど、適正な再使用を促進することも重要なことと考えております。

以上のことから、町では今後も町内のパトロールを実施するとともに、県と連携して引続き無料回収業者等への監視・指導を実施してまいります。

また、指導だけでなく、住民に対しても、無料回収の場所へ勝手に置いていくことは不法投棄であり、違法な行為であること。消費者が不用品回収業者に引き渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねる行為であり、法に基づく適正な処理でないこと。再使用に適さない使用済み特定家庭用機器については、家電リサイクル法に基づく適正な再生、または処分が必要であること。そして更に、土地所有者にも最終的には処分の責任が生ずることなどを広報してまいりたいと思っております。

そして、サンライン清万地区の回収箇所の県の指導内容と、今後の対応については、昨年の秋の状況で集積場所の管理に問題がありましたので、県と合同で立ち入り検査を実施しました。そして、適正に保管されていないので、事業者が責任を持って片づけるようにと指導いたしまして、事業者から念書も提出されております。現在、回収品の搬出作業に着手してございます。作業の遅れはございますけれども、現在作業が進められ、最終的には更地に戻すこととなっております。この現場につきましても、業者と定期的な連絡をとり、併せて現地で作業状況の確認を行っております。今後も注視してまいります。

今後も、パトロール等を当然行ってまいります。早期発見、早期対応が大切と考えておりますので、このような状況がまた見受けられましたら、皆さま方からも

お報せいただきますようお願いして、私の答弁といたします。

○議長（内堀恵人君） 小井土議員に申し上げます。

時間がありませんので、まとめてください。

○2番（小井土哲雄君） はい。おおよその今のお話でわかりました。

今後もしっかりチェックしていただいて、まだちょっと環境保全条例の観点からどうかとか聞いたかったのですが、時間が本当に丁寧な答弁をいただいたもので、ありがとうございました。時間がなくなりました。終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告8番、小井土哲雄議員の通告のすべてを終了いたします。

通告9番、茂木 勲議員の質問を許可いたします。

茂木 勲議員。

（4番 茂木 勲君 登壇）

○4番（茂木 勲君） 通告番号9番、議席番号4番、茂木 勲です。

東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故から早くも2年が過ぎましたが、深刻な放射能汚染が続いているところがまだまだたくさんあります。まだまだ収束される見通しもなく、何年先になったら安全で安心して暮らせるふるさとなるのか、先が見えない状態です。

被災された方々に改めてお見舞い申し上げます。

さて、再生可能エネルギーの導入など、補助制度の拡充について、今までに何人かの先輩議員や同僚議員の方から質問がありましたが、今回、私も自然エネルギーの取り組みについて、質問させていただきます。

まず1点目として、当町の自然エネルギーの現状についてお聞きいたします。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

ここでは、自然エネルギーのうち、太陽光や水力など自然現象から得られる資源の枯渇の心配がないことと、環境汚染の少ない再生可能エネルギーと考え、お答えしたいと思います。

御代田町の現状については、平成24年度再生可能エネルギー導入状況調査がございまして、これによりますと、太陽光発電で4施設、小水力発電で1施設、これ

は取り方にもよりますけれども、中部電力の広戸の発電所のところが、小水力発電という形で報告を上げてございます。それと、太陽熱利用として2施設、コージェネレーション1施設と、バイオ熱利用として1施設がございます。

なお、町民課では、住民を対象として太陽光発電を始めとする各種自然エネルギー設備導入のための新エネルギー導入奨励交付金要綱を定めまして、自然エネルギーの導入を図っております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 茂木議員。

○4番（茂木 勲君） ただいまの答弁で、御代田町もいろいろなことを手がけておられることがわかります。

平成23年12月の議会で、野元議員が質問された答弁の中に、当町において、多種にわたり補助の対象にしているとありましたが、例えば、太陽光発電、太陽熱利用、小型風力、小型水力、バイオ、地熱、クリーンエネルギー自動車とかいろいろありますが、立地条件により実施が困難なものは、風力、地熱発電などがあります。でも、比較的实施しやすいものは、太陽光発電ではないでしょうか。当町において、買い取り価格が決まってから太陽光発電の一般家庭への普及状況をお聞きいたします。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） 太陽光発電の実施状況につきましては、買い取り、フィットといいまして、買い取り制度が始まりまして、特に大きく変わったというようなことはございません。平成18年度からこの導入奨励交付金が始まっておりますから、平成18年度から平成24年12月末までで太陽光発電設備については累計で200件、事業費で言いますと4億7,555万円。奨励金では1,921万2,000円の補助となっております。なお、太陽光発電設備の発電能力としましては、累計で807.723キロワットアワーとなっております。これを一般家庭での月間使用料、仮に月に295キロワットといたしますと、1日8時間の発電で月20日間と仮定して計算しますと、御代田町全体の世帯数の6.88%の発電量となっております。また、小中学校への再生可能エネルギー入り用としまして、太陽光発電を行い、小中学校合計でこれは80キロワットアワーの能力を備えた設備がつくられてございます。以上が現状の中の太陽光発電でございます。

○議長（内堀恵人君） 茂木議員。

○4番（茂木 勲君） 平成18年から24年、昨年までだと、200件という、御代田町として結構大きな数字が上がっていると思います。それで、総事業費の方でも4億円を超える、補助金として約2,000万円ですか。

私も、平成24年6月に、町の補助制度を活用して、最大出力5.1キロワットの一般家庭用太陽光発電を導入しました。全額借入で、10年間かけて償還します。なかなか資金がかかるものであります。それと、償還するというか、生み出すには時間がかかります。毎月約2万8,000円の返済です。まだ半年ほどしか経過しておりませんので何とも言えませんが、機械ものですから、耐用年数とか問題がありますので、10年以上故障もなく発電できればと思います。これを取り付けた一番の目的というか、自分の信条というか、原子力発電が1基でも廃止につながればと、小さな思いから導入しました。日本が安全で安心して生活でき、自然豊かな国土を子孫に残したい、そんな思いからです。

そこで、近隣市町村の補助金制度について、ちょっと調べてみました。

大きいところでは、町村が小さいからかもわかりませんが、北相木村は補助金キロワット30万円で、上限120万円まで。軽井沢町は補助金キロワット10万円で40万円まで。川上村もキロワット7万円で上限は28万円まで。佐久穂町、補助金、キロワットで6万円で上限25万円まで。南牧村、キロワット5万円で上限20万円まで。小海町は、補助金の出し方というか、ちょっと違っていて、対象工事の20%で上限20万円まで。佐久市は、補助金、キロワット3万円で上限で12万円まで。私たち御代田町はキロワットで3万円で上限10万円になっています。それで、東御市、立科町、キロワット2万円で上限は10万円。御代田と同じまでというふうになっていました。小諸市は補助金制度がありませんと聞いております。北相木村、軽井沢町、川上村が特に大きな補助金が組まれています、当町の上限10万円までは、近隣市町村の中では低い方に入りますが、この点については、どのようにお考えですか。お聞きします。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

茂木議員のお話にありました、それぞれの市町村につきましては、これは太陽光発電設備に対する補助が主でございます。御代田町につきましては、新エネルギー設備導入に対しての補助という建前でございます。このように、幅広く多くの新エ

エネルギー設備の導入を図りたいということの中で、そういうレベルで比べていただきますと、非常に御代田町は制度が充実しているかなと思われまます。

この今のご質問に関しては、先ほどもお話しのとおり、23年のときに野元議員からも同様のご質問を受けてございますので、今の答えと同じようなことを答えさせていただきます。

それと、あと太陽光発電設備の補助金につきましては、太陽光発電導入支援対策費補助金として、これは国からも補助が出ているはずでございます。町としましては、一個人に多額の補助をするよりも、この補助制度により多くの皆さまにご利用いただくよう上限額を設けてございますので、その辺ご理解をいただければと思います。

○議長（内堀恵人君） 茂木議員。

○4番（茂木 勲君） 課長さんの今の答弁のとおり、私も国からも補助をいただきました。私の規模では24万円。国からの補助がありました。町と合わせて34万円補助をいただいて、設置しております。

それから、風力発電や太陽光発電は天候や立地条件に左右されますが、小水力発電は、水量と落差があれば24時間発電できます。

先日、岐阜県中津川市と恵那市2市を会場に、2月16日、17日の2日間にわたり開催された第3回全国小水力発電サミットに議員有志3名で参加しました。私もその中に入れていただきました。北は北海道の旭川市、南は九州の鹿児島市から、県内からは、佐久市、飯田市など、自治体の参加もありました。850名という大きなサミットになりました。

小水力発電とは、千キロワット以下の小規模な発電設備のことを言います。参加したときの中で、小さいものは農業用水、水田や何かのU字溝、30センチぐらいのU字溝の中に置くだけでも発電ができます。そういう小さいものも見させてもらいました。そういう小さいものは、やはり使われるところは防犯用街路灯や、獣害用の電気柵に利用できます。

また、もっと大きなものを1つ紹介したいと思います。

岐阜県営水道の配水池に設置された発電機を視察しました。これは、浄水場でつくられた水道水を、高低差を利用した自然流下によって受水し、その流速を減水させるために設置されていた入水弁にかえて、設置した小水力発電設備です。最大出

力90キロワット、一般家庭で約208戸分だそうです。これを設置するには、お金も一般家庭の何倍、何十倍かかっています。

このサミットに参加してみて、当町にある湯川、平根用水、濁川、ほかにも有効活用できるのではないかと思う川があります。そういうものを上手く利用できないかなと思いました。

今後の再生可能エネルギーについては、町はどのようにお考えですか。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、私の方から、産業経済課として小水力発電のことについて、ちょっと答弁したいと思います。

24年7月に、先ほどから話がありますように、再生可能エネルギー固定買取制度が施行されました。再生可能エネルギーの中でも水力発電は太陽光や風力発電に比べ、自然変化に対するロスが少なく、水量の供給さえあれば、安定的に効率よく電気をつくりだすことができます。ただし、その一方で、太陽光、風力の開発は全国的に見ても盛んではありますが、小水力発電はあまり進んでいない状況にあります。この要因や実際の課題としましては、発電施設の設置地点が河川、堰堤や農業用水路、上下水道施設などの既存施設を活用することから、流況を減退させない下流への供給量の確保、スクリーンと水車形式の選定の煩雑さ、地域住民、漁業組合、土地改良区等の地元の合意形成と水利権者や河川法の許諾、開発に対するさまざまな制約を、一つひとつクリアしていかなければならないことが掲げられます。

また、電気事業者への各種届出も必須であります。現時点での一番の課題としましては、発電施設の建設自体が、かなり高コストなのに対しまして、売電や使用電力の採算性が取れるか、問題となるところでございます。国の施策としましては、自然エネルギーや再生可能エネルギーを利用した発電施設は、資源を使わなかったことから、世論の気運も高まり、農林水産省の国庫補助事業も拡充され、需用も多々あるかと思われ。ただし、施設本体そのものが誰の所有になるのか。仮に町が所有者となり、組合組織などが指定管理者となった場合でも公債費の償還や維持補修、建て直し、数十年後の施設更新や大規模改修のための基金積立を含めたランニングコストと、建設費のイニシャルコストを合わせたトータルコストに対して、売電で得られた収入金額との収支バランスも、更なる検討課題となってきます。

産業経済課としても、12月に須坂市の方へ2カ所ほど視察に行きまして、研修はしておりますが、それについては、ちょっと省かせてもらいまして、御代田町でも小水力発電をやってみたいという中で、要望がありまして、視察また、町として検討した結果をちょっと紹介したいと思います。

毎秒0.15トンの水量が流れる水路で、水路高低差が10メートルの設置箇所において、どのくらいの売電収入が得られるかという試算をしましたところ、0.15トン×10メートル×重力加速度9.8、ロス率0.7で、1時間当たり10キロワットの電気が得られることとなります。仮に1キロワット37円の売電を見込んで1時間当たり370円、1日に換算すると、24時間を乗して9,000円ほどとなります。1年間で320万円の収入となります。ただし、調査設計費に300万円から500万円、建設費が3,000万円すると、元を取るまでは10年ぐらいはかかるのではないかと考えられます。

農林水産省の補助事業である小水力再生エネルギー導入の推進事業についてですが、これは用水路の落差を利用して小水力発電を導入することにより、自らが消費する灌水ポンプなどの電力を、自らが発電する、あるいは売電収入を農業施設の電力料金の維持管理に充てることが可能となる事業ですが、農業地域に準ずる小水力活用を推進するために、発電施設のための調査設計、実証なども支援しています。補助率は50%でございます。そのような中、売電収入を見込んだ施設になると数千万円と、かなりの高額設備になります。後の維持管理も踏まえ、利用者はどの程度まで見込んだ施設を必要とするのかの見極めは大事であるものと捉えております。小水力発電におきましては、まだ余り建設事例がないのも事実でございます。一般家庭にも市販されているソーラーパネルのように、流通が進んでおらず、現在、設計施工からすべてオーダーメイドとなり、どうしてもコスト高になることは拒めません。もし、これがもう少し機が熟して、設置箇所が多くなれば、市販用に定型化され、値ごなれもしてくるものと考えられますが、いずれにしましても、まだ入口段階であるとは思われます。今後も、事例調査など研究を重ねて、問題点等現状把握し、検討をしていきたいと思っております。実際に取り組めるような状況になれば、また各関係者と調整を図って、進めていかなければいけないと考えております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） 再生可能エネルギーの今後の計画という形の中で、トータルの部分でお話をさせていただきます。

国は、2020年には再生可能エネルギーの比率を今の5%から10%に引き上げたいとしております。経済産業省の資料によりますと、太陽光は住宅、非住宅とも、潜在的な導入量が多いといわれております。経済効果としては、2020年には9,500億円もの売上が期待でき、この太陽光は、産業の裾野が非常に広いともいわれております。太陽光発電市場はマーケットが広く、各国が技術を競っている重要な分野であり、国も成長戦略の1つに位置づけております。

町としても、地域に眠る自然エネルギーの活用による地域活性化や地域関係者が共同する協議体、民間団体等の事業化計画の作成の支援を行ってまいりするため、企画財政課、産業経済課、そして町民課が窓口となりながら、進めてまいりたいと考えております。

自治体における再生可能エネルギー事業については、誘致型、進出型、地域主体中心による事業、大企業プロジェクトへの出資など、さまざまなものがありますけれども、それぞれの特質をしっかりと把握することが重要であるとされてございます。

平成24年7月に再生可能エネルギー特別措置法、固定価格買取制度が施行されて、投資対象として魅力あるものとなりましたが、従来型の誘致感覚では難しく、電力会社との系統接続ポイントへの距離等多くの課題がありますので、地域のエネルギーとして考えるとき、多くの情報を得ながら、リスクマネジメントを考えて検討してまいりたいと思います。

そのため、当町も参加しております自然エネルギー推進研究会と自然エネルギーの普及に取り組むNPO法人、地域企業、大学等が中心として活動するとともに、行政が共同してこの自然エネルギーの普及を推進する民間団体であります自然エネルギー信州ネットと連携をしまして、住民参加型のエネルギー供給体制の創出と普及を図り、長野県における自然エネルギーの普及モデルを構築することを目指していきます。

なお、このような動きにつきましては、昨年、笹沢議員より、出足が遅く、しっかりとした体制をつくるということを求められたところでございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、現在は町民課だけでなく、それぞれの立場において取り

組んでいることをご報告しまして、ご理解をお願いするところでございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 茂木議員。

○4番（茂木 勲君） たくさんもお金がかかることは、よくわかります。当然、何かをやろうと思えば、お金はかかります。それから先ほど、私が申しました岐阜県の県営水道の関係なんですけど、大きなお金がかかっております。最大出力90キロワット、それで一般家庭だと208戸分ぐらいの電気がつくれるということですよ。それでこれは総事業費は9,400万円。当初運転開始後約15年でということだったのですが、もう少し、建設費の回収見込みが15年という見込みで計画されたようでしたが、少し年数が縮められるのではないかとということでした。そんな関係で、大きなお金がかかります。それで、これは浄水場の関係ですから、御代田町に該当するものがあるかどうかは私はわかりませんが、川から直接取ったり、川に発電を据えついたりとかになると、やはり大水とかいろいろな問題がありますから、管理がとても大変です。例えば伍賀にある平尾用水、あれはある程度水が安定していますけれども、途中から取って、発電にして、ほかへ持って行ってしまふという、それは問題があります。だから、発電の仕方もいろいろあると思うのですが、それからあれは昔の平根用水、平根村の発電所ですかね、今佐久市が管理しているようなのですが、そういう水利権の問題とか、いろいろな問題、小水力は課題がいっぱいあると思います。

ただ、まだ最近でも小さいお子さんをお持ちの方、若い奥さん方、昨年もありましたけれども、キノコに放射能が出ている、それからちゃん葉を燃やした灰に出ている。それは基準からいけば安心ですと言ってみても、御代田も本当に大丈夫ですかと、私たちも本当に安心だとは言えないと思います。政府の言っている数字だって、どこならば絶対に安心なんて、誰か確約できますかと聞かれたら、保証できますかと聞かれたら、私もどなたも答弁できないじゃないでしょうか。そんなように心配している人たちもいっぱいいるということです。それにはやはり、御代田町が1つになってどうこうしたによって、1基2基の原発が廃止できるとは思いません。やはりそういうことも先々含めて、できることから少しでもやっていかないと、本当に安心して暮らせる日本がなくなるのではないのでしょうか。そういうことを踏まえて、サミットにも参加してきました。自然エネルギーにできるだけ、小水力と

は言いません。害の少ないものを1つでも、多少お金がかかっても設置する、利用する、今売電があるから、電気料が上がると言われます。それもたしかです。でも、多少上がったにしても、安心・安全、総合的に含めて、町長に伺います。

御代田町は安心で安全で、確かに健康面、いろいろに力を入れてきています。わかります。長野県も今日、前の方にも出ていましたが、日本で一番長寿の県になっています。喜ばしいことだと思います。それから御代田町は保健というか、健康管理、そちらにも一生懸命力を入れていきますから、多分平均寿命も伸びているのではないのでしょうか。それと、健康でいられる、女性も男性も、そういうふうに伸びていると思います。

それで、お聞きしたいのは、御代田町は安全で安心、子育てがしやすい御代田町をつくるというならば、町長、こういう自然エネルギーに対して、町長の考えを私はお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

そもそも論といいますか、ということで考えますと、国民の食料をどうするのかとか、国民のエネルギーをどうするのかということは、これは国の大きな私は責任の問題に属するものだと思っています。ただ、そうした国策によって、原子力発電所が日本に数多くつくられた。それが今回のことによって、エネルギーがどうなるのかという心配が生まれていることから、こうした自然エネルギーの議論が高まっているのだろうと。

先ほど、茂木 勲議員の話聞いて、こうした小さな取り組みで原子力発電所の1つも減らせれば、それは、そういう思いでというお話、太陽光発電の話がされましたけれども、おそらく今、全国各地でこうした自然エネルギーの導入などに取り組んでいる個人やグループや自治体というのは、そうした崇高な思いで、きっとそうした事業に取り組んでいるのだというふうにも思います。それは、日本にとっては大変重要な、きわめて崇高な精神だというように思います。

ただ、そういうことから、水力発電については、課長の方からも答弁がありましたように、町民の税金、町の税金を投じて、多額の税金を投じてやるということについて、現在、今やりますという状況にはないというふうに思います。

また、この水力発電については、技術的な開発についても、まだやはり太陽光に比べて遅れているなというのが私の実感でもありますし、これまで長野県内でも原発事故前に、この水力発電ということに取り組んだところもありますけれども、多くの場合、やはり失敗しているという事例が、やはり多いというのが私の感想です。そんなことで、まずこの水力発電を本当に自然エネルギーとして、日本のエネルギーを支える自然エネルギーとして推進するということであれば、やはり国がまずはその技術開発を含めて、その設置その他に対して真剣な取り組みをすべきだと、そういううえに立って、町としてはやはり考えていくものではないかなというのが現在の私の考え方であります。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 茂木議員。

○4番（茂木 勲君） 確かにそのとおりだと思います。国が一番やらなければならないことだと思います。けれども、地方もできることから、たとえ1つでもやっていかなければ、よくはならないと思います。

それで、先日の新聞にもありましたけれども、小諸市でこれは業者になりますけれども、メガソーラー、イーステージの埋立を終えた旧処理場ですね、それもだから長野市の西沢さんという、西沢章さんといいますかね、社長さんが、廃棄物処理業のイーステージが埋立を終えた処分場を借りて、パネル3,040枚。やはりこういう大きなものは、サミットの中でもあちこち幾つかの事例発表を聞いてきましたけれども、NPOとか有志が会社を興して、出資を集めて、それで水力発電、小水力発電をやっているところが多い。でも、それも市町村、自治体もそこにできる限り、お金だけをとということではなくて、率先して力を入れてもらいたいと思います。

先日の本会議の中で、御代田町商工会の補助金の中に自然エネルギーの活用に向けた調査費が、研究費として20万円が予算化されていましたが、まことに私は良いことだと思います。是非、いろいろな団体で力を入れて研究していったらなと思います。そんなことから、一般家庭の太陽光発電然りなんですけれども、強制とかではなくて、町にもこれだけのこういう補助があるから、できる人は設置、どうですかというようなことも必要ではないかなと私は思います。できるだけそういうものが増えていかなければ、今度の自民党、安倍政権でも危なくないというか、安全なものから再稼動すると新聞に出ています。でも、安全なものから、安全とはど

こで線を引けるのですかと、私は言いたくなります。そんなことから、いろいろなものを研究して、良いものはお金がある程度かかっても導入していく必要があるのではないかなと思ひまして、町長にも、安心・安全な2万人構想、子育てしやすい御代田町をつくるために、努力をお願いしたいと思ひます。

これをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告9番、茂木 勲議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時13分）

（休 憩）

（午後 3時24分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告10番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子議員。

（10番 市村千恵子君 登壇）

○10番（市村千恵子君） 通告10番、市村千恵子です。

私は、新年度予算編成の考え方と、財政状況について、質問いたします。

この間、国民の生活でありますけれども、所得が上がらず、雇用も不安定の中で、生活不安というのが広がっています。総務省の会計調査年報によれば、非正規労働者の割合は35.2%、15歳から24歳にいたっては、2人に1人です。1年間働き通しても、年収200万円にも満たないサラリーマンは、6年連続で1,000万人を超えています。この15年間に国民の実収入は、年102万円もマイナスになっているとのことであります。こうした中での消費税増税ということでもありますけれども、本当に給料というものを引き上げなければ、このデフレ解消にはならないのではないかとということで、今の国会でも論議されていますが、大手企業の賃上げというものが少しずつ出てきているような状況があります。当町においても昨年は天候がよく、豊作で、価格低迷が長期にわたって続いたため、農業所得が大幅に落ち込みました。国保会計の説明の中では、課税所得が15%の落ち込みでの見込みというお話もありました。こうした中、税収減が見込まれます。

また、地域経済においては、町内の大手の企業でありますけれども、新聞報道に

よれば、町内の企業が大幅な希望退職の実施がされようとしているという中で、今回の全員協議会の中でも、そのシチズングループの現状ということでの話があるということですが、本当に、非常に地域経済に与える影響というのは大ではないかなと、懸念するところでもあります。本当にそういう人たちがしっかりと、多少でも町としても支えられるものがあれば、是非考えていきたいなというふうにも思っているところです。

こうした状況もあり、参議院選を控えての国の動況、経済情勢も先行きが不透明であります。こうした中で、御代田町の新年度予算編成は、どのような考え方で実施されたのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

新年度予算編成はどのような考え方で行われたかということでございます。

平成25年度の予算につきましては、基本的な状況ではございますが、町の長期振興計画、それから自律協働のまちづくり推進計画を順守し、これまで実施してきたまちづくり交付金事業の継続実施や次期計画の策定、子育て支援を始め福祉の充実や可能な限り景気対策を実施できるよう、制度の延長、制度改正とともに、予算の編成に努めてきたところでございます。

歳入の状況といたしまして、まず、町税ですが、議員おっしゃるように、固定資産税においても新增築家屋があってもその分の増はあるものの、土地の下落ですとか、それから景気低迷による個人の住民税、それから法人は減収見込みというようなことで、大きな増収を見込める状況にはございません。引続き、厳しい状況が続いていると言えます。

こうした中で、これまで県を通じて国から補助を受けてきました妊婦、乳幼児検診、健康診査補助金や、子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金、これらが普通交付税措置や年少扶養控除の廃止に伴います個人住民税の増額を理由に、廃止とされてきております。これは国の交付税総枠予算が減少され、景気の低迷が続き、個人所得も上がらない状況から見ますと、末端で住民の皆さんの健康をあずかる市町村にとっては、とても厳しい決定となってございます。

このほかにも、障害者自立支援給付費では、県で実施していた事業が市町村に移

管されるなど、町の負担が増える結果となってきております。

また、県の収入見込みや町の収入実績から、譲与税や利子割交付金を始めとする交付金は、大きな増額を見込めずにいることから、少しでも一般財源の持ち出しを少なくさせるため、少額な雑入であっても予算計上すること、それから当初予算には計上をしてごさいませんが、県の元気づくり交付金活用などを積極的に行うということで、計画をしてきてごさいます。

次に、主な歳出事業といたしまして、平成21年度より実施し、計画最終年度を迎えるまちづくり交付金事業8億2,900万円を計上してごさいます。昨年から引き続いてしなの鉄道を横断します栄橋の架け替えや、塩野区内線、それから楓が丘別荘地内の道路整備や塩野の下藤塚地区のサンラインから、サンラインまでは一応整備が完了してきてごさいますので、サンラインから1,000メートル林道までの水路改良工事のほか、北小学校のグラウンド改修工事などを予定してごさいます。

それに合わせまして、5年間、旧まち交の5年間の事業評価をするとともに、第2期のまちづくり交付金事業に向けての計画策定を行うこととしてごさいます。

このほかのハード事業といたしましては、平成23年度より事業着手した入細久保地区に加えまして、これまでの懸案事項でありました児玉用水、それから天池用水の改修を行う農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として、本年度9,800万円、それから面替地区のクラインガルテン整備事業に3,900万円を計上しました。それから佐久地区全体で取り組みをしてきてごさいます佐久医療センター整備負担金として、1億400万円。それから佐久市長土呂地籍に建設予定となってごさいます新斎場建設負担金ということで、2,500万円を計上してごさいます。

また、ソフト事業といたしましては、前年に比べ、4,300万円の増を見込んだ障害者自立支援給付費1億2,300万円のほか、子育て支援事業として中学生の所得制限を撤廃する子ども医療費、それから杉の子幼稚園の未満児保育施設建設補助金2,700万円、たんぽぽ保育園の増改築補助金600万円といった、未満児保育のニーズに合わせた補助事業を実施する予定となってごさいます。

また、中小企業の対策といたしまして、経営健全化支援資金等利子補給金や、リフォーム補助金については、制度を延長し、交付することとしてごさいます。

御代田町は、これまでも交付税措置などのある有利な町債の活用を心がけてきた

ところでございます。平成25年度分についても、一部町債借入が可能な事業もございましたけれども、その事業については、交付税措置がされていない、交付税に算入できないという状況のため、いたずらに今年度の負担を増やすことはしない方法で、予算編成に取り組んできたところでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 今、企財課長の答弁によれば、本当に今の事業を見ていますと、地域計画、本当にバランス良く、町内バランス良く、その地域地域の課題に取り組んでいる予算編成、それから子育てという意味では今回の子どもの医療費、中学校の所得制限の撤廃など、本当にこの町税の増額の部分で説明されたように、町税が約4,200万円。全体で増収の中の理由というのは、15歳未満の子どもたちを持っている人、それから16から高校生を持っている方が減額されたわけですよ。年少扶養控除というのが廃止されたので、それによる税金が上がったという中での、そういう世代に対する子育て支援的な予算編成にもなっているというところで、非常に評価ができるなというふうに思います。

また、予算の組み方でも、やはり起債、ただ起債をするだけではなく、後に交付税算入が見込めるような事業に切り換えるとかいうことなども踏まえると、非常に、本当に全課挙げて頑張って、やっているのだなというふうに感じたわけです。

今回、先ほども言ったように、今まで国が政策として進めてきたこの子宮頸がんワクチンとか、ヒブワクチン、その肺炎球菌とか子どものワクチンなんかの事業というものが、だんだんその地方に、今回の年少扶養控除による税金、増税が見込めるからその分をこっちに、国は出さずに地方で見ろということなのでしょうけれども、こういうようにどんどん今まで特定の財源として、これは子宮頸がんワクチン用の補助ですよというものが一般財源化されてしまったとか、わからなくなってしまうような補助事業というのは、ほかにもあるのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

過去を大きく遡ってのことは、ちょっと私も把握していない部分がございますけれども、特定財源としての補助制度廃止については、今ご指摘の、妊婦検診と子宮頸がん予防ワクチン等3種の予防接種に対する補助金、この制度が廃止になったと

いう状況でございます。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 先ほど、企財課長が言っていた、ただ単なる起債ではなく、後に交付税算入されるような事業への組替えということでお話しがあったわけですが、政府の2012年度補正予算案に計上された追加公共事業等の地方負担分は、補正予算債の充当が100%認められ、後年度の元利償還は基本的に交付税へ算入されるということでありましてけれども、こうしたこの補正予算債とか、加えて、その地方負担分の8割で算定した地域の元気臨時交付金、総額1兆3,980億円が今回各自治体に交付されるということなんですけれども、こうした交付金とか各自治体新年度予算、新たな財源とすることができるということなのでありますけれども、こうした事業債は活用を今回されているのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 補正事業債の関係では、補正予算と当初予算の説明でも申し上げましたけれども、まず、北小学校の大規模改修、こちらの予算は、それを見込んで、25年度の当初に計上していたものを、急きょ、8号予算に位置づけたという状況でございます。そのほかに、しなの鉄道の老朽化対策負担金、こちらも当初は25年度で負担をしていくという計画で考えていたものでございますけれども、こちらもこの8号補正に組替えをさせていただいたというようなことで、可能な限り利用できるものについては、その国の方の補正予算に対応した状況で補正をさせていただいてございます。

それから、地域の元気臨時交付金の関係でございますが、こちらについては、適用になる事業等がまだまだ明確になってきてございません。これは25年度事業で対応が可能だということですので、また引続き研究をして、そちらの事業に位置づけられるものは位置づける、それからそれに該当するものがあれば、実施計画の中で前倒しとして事業ができるものであれば、事業を予算化していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 町は今回の25年度予算、新年度の予算ですけれども、基本方針として長期振興計画、それから自律協働のまちづくり推進計画を順守し、まちづくり交付金事業、これは平成21年から始まっているわけですけど、25年度、

今年が最終年度であります、これを継続実行する。そして、子育て支援事業を始め福祉の充実を図る、可能な限り公共事業の前倒しをすることにより、景気対策を行う、この方針の下につくられたということで、非常によくわかったわけです。

今年度がまちづくり交付金事業最終年度でありますけれども、この総事業費はどのくらいになっているのか。

また、この間、かなりインフラ整備、基盤整備、今まで課題であった路線とかの整備がかなり進んでいます。その面、迂回路とか町民の皆さんには大変ご不便をかけているということで、いろいろ苦情も私も受けるわけですがけれども、今本当に頑張っという基盤整備をやっているという中で、その総延長、整備されてきました総延長はどのくらいになるのかをお願いします。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 5年間の事業費の見込みについて、お答えをいたします。

平成23年度までの3年間の実績で、こちらは実績の確定した数値でございます。28億9,084万9,589円という数字でございます。

それから、24年度については、繰越分もございますので、これが予定額という形の中で、7億2,928万5,460円。これが予定額でございます。

それから、25年度で予算計上をしてございます、こちらの全体の金額で8億9,446万7,000円という数字でございまして、現段階での合計額、45億1,460万2,049円という見込みになってございます。総事業費の見込みでございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 事業費等につきましては、ただいま企画財政課長からお答えいたしましたので、私からは、今年度3月に完了予定となっております工事を含めました、これまでの4年間の事業実績、延長ですが、それと来年度、最終年度の事業計画延長につきまして、お答えをいたします。

平成21年度から25年度までの5カ年計画でありますまちづくり交付金事業のうち、建設課が所管する基幹事業は、道路改良事業が28路線と1橋梁、これは栄橋でございます。提案事業といたしまして、公園整備2カ所、やまゆり公園と駅前トイレでございます。それとポケットパークが2カ所、地域案内看板が大小12

基の設置、これが建設課所管の5カ年計画でございます。

その中の道路整備事業全体の計画延長は、5年間で1万3,098メートル、約13キロでございます。このうち、今年度末までに1万2,184メートル、約12キロ、93%の整備が完了し、公園につきましては、やまゆり公園1カ所の整備が完了しております。

来年度、最終年度におきましては、道路整備の計画延長が、栄橋を含めます約914メートル、8路線でございます。それと駅前トイレ、これが繰越事業になっておりますが、駅前トイレの公園整備として1カ所、ポケットパークが2カ所、地域案内看板が大小12基の設置、これが最終年度の計画でございます。

このほかに緊急防災減災事業ですとか、社会資本整備総合交付金事業を計画しております。

いずれにいたしましても、財政的に有利な事業を中心として実施してまいります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 今、企財課の方から、それから建設課の方から、報告を受けました。

このまちづくり交付金事業、私の理解でいいのかちょっと確認をとりたいのですが、これは40%の補助とかで、残りの分を起債して、その起債に対するまた交付税算入ということで、おおむねその補助率とすれば50.8%のこの事業、45億1,460万円という金額に対する補助率は、50.8%が交付税算入されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） おおむねその理解で結構だと思いますけれども、45億円の約40%、18億円余りが交付金としてまいります。残りを起債で賄うわけですが、この起債の償還のうち、2割を需用額算入できるということで、今、市村千恵子議員がおっしゃった50.8というのは、最大でそれだけの割合の可能性があるということで、実際にそこまでいくかどうかは、ちょっと未知数でございますが、そういうことでございます。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 今、複年で栄橋の架け替え工事が実施されているわけですが

ども、非常に大きな事業なわけですが、この事業費として6億2,718万7,000円が今年度計上されています。こうした大型事業も実施しているわけですが、この財政状況というのはどうなのか、基金と公債費の動向について、お願いしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 大型事業を実施しているが、財政状況について基金と公債費の動向についてはどうかというお話でございます。

平成23年度普通会計の決算につきましては、人件費や公債費といった義務的経費の増額はあったものの、町民税や町たばこ税の増加、普通交付税の増加などを理由に、実質収支は約2億3,200万円の黒字となっております。

当町の経常収支比率でございますが、74.8%と、前年に比べて1.1ポイント上昇しておりますけれども、財政健全化の指標であります実質公債費比率は8.8%と、前年に比べ0.5ポイント上昇となり、それぞれ数値的には悪化する結果となっておりますけれども、健全度を示す指標としては、特に問題のない数値であると考えております。

また、24年度についても、現状で予備費に約7,000万円の計上がございますし、町税についても、昨年度並みの徴収率が確保できると見込んでいるなどで、実質収支は数億単位で黒字になると見込んでございます。

それから基金の状況ですが、普通会計における基金については、平成23年度末41億600万円ほどでございましたが、24年度末には44億9,800万円と3億9,400万円の増となる見込みでございます。これにつきましては、23年度決算において決算積立が1億2,000万円、1億2,000万円を財政調整基金へ積み立てたこと、それから今議会でも増額をお願いしております役場庁舎整備基金への積立を今年度3億円と予定していることによるものでございます。

なお、5年前の平成19年度の基金残額より、11億1,800万円ほど増えている状況でございます。

続きまして、普通会計の公債費の状況ですけれども、平成23年度末残高が60億4,600万円となっております。これは、まちづくり交付金事業の実施による増はございましたけれども、「エコールみよた」の建設事業の大型事業に充てた町債の返還が終わったというこ

とによります。また、町債の借入については、先ほども申しましたけれども、交付税措置のあるものの借入を行いまして、措置のない、単なる借金については、借入を行わないことを基本としてきたことから、23年度末の約60億円につきましては、この約73%にあたります44億1,780万円が後の交付税で措置される見込みとなっております。

町債については、現役世代だけでなく、将来世代にも負担をしていただくという目的もあるわけではございますが、今後の償還見込みをしっかりと見据えた上で、精度の高い町債の買入計画を立てていく必要がございます。

ちなみに、これは23年度借入完了時点での町債現在高等に関する調べ、こちらで償還のピークは26年度が7億5,000万円余、27年が7億7,000万円、28年が8億2,000万円、29年度が8億5,000万円、30年度がピークに迎えます、8億7,000万円。また、8億5,000万円、8億3,000万円というような状況で、推移をしております。ピークはですから、現段階では平成30年度、これ借入を毎年毎年行ってまいりますので、ピークを迎えるのは3年の据え置き期間がございます、その以降になってきますので、ピークの次期はその年々でだんだんずれてはまいりますけれども、現状ではそんな状況でございませぬ。

以上のとおり、財政状況については、そこそこ良好に推移していると言えますが、これも平成16年3月に策定した、自律協働のまちづくり推進計画に基づく事務事業や使用料収入等の見直し、それから職員の定数管理や給与の見直し等を着実に実施してきた成果であると考えてございます。

今後につきましても、自律協働まちづくり推進計画を念頭におきまして、財源の確保に力を入れて、最少の経費で最大の効果を得られるような努力を続けていかなければならないと考えておりますので、議会におきましても、これを尊重していただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） そうですね、しっかりとやはり頑張ったことを、やはり努力は認められなければやる気が起きませんので、本当に頑張っていることをしっかり認めて、更に国がこういう参議院選挙を迎えて、政治の状況がどうなるかということによっても、また状況は変わってくると思うのですけれども、町長も招集あい

さつの中で国の動向を注視するとともに、積極的な姿勢で臨みつつ、その時々が発生するさまざまな諸問題に対しては、柔軟に対応していく。で、財政状況も聞けば、非常に良好だと思うところです。

ですから、その時々でまた私たちも頑張って住民の声を聞いて、提案していきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、通告10番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

以上をもちまして、一般通告質問のすべてを終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時53分